

## 定豪とその弟子

— 鎌倉真言派の成立・展開 —

平 雅 行

はじめに

本稿では、鎌倉真言派の中心であった定豪と、その主な弟子である定雅・定親・定清・定憲らについて検討したい。鎌倉幕府の研究は、御家人の研究を進めることで飛躍的に深化していった。それに倣って、鎌倉幕府の宗教政策の実態とその歴史の変遷を、個々の幕府僧の事跡を手がかりにして解明しようというのが、ここ二〇年来の私の研究である。ただし、鎌倉真言派に関する資料は膨大に存しており、私に残された時間を思うと、鎌倉山門派や寺門派のように網羅的な検討を行うことは困難である。そのため、鎌倉真言派のなかでも、特に重要な人物を優先的に取り上げてゆくことに方針を改めた。そこで本稿では、鎌倉前中期において、鎌倉真言派を中心となって支えた定豪一門について検討することにした。

なお、本稿では「鎌倉仏教界」の語を使用するが、これは鎌倉時代の仏教界の意ではなく、東国鎌倉を中心

とする仏教界の意である。また、鎌倉と対比する意味で「京都」の語を使用するが、東大寺や延暦寺・園城寺など、南都や近江の寺院群も京都と密接なつながりがあるため、それらを包含した広い語義で「京都」と語っていることを断っておきたい。

それでは以下、定豪とその主な弟子について検討を進めてゆく。

## 第一章 承久の乱前の定豪

定豪大僧正(一一五二―一二三八)は、大納言源俊明の曾孫であり、民部権少輔延俊の子である。公名は弁、新いま熊野僧正とも号した。鶴岡八幡宮別当・勝長寿院別当・明王院別当・久遠寿量院別当・東大寺別当・大伝法院座主・熊野三山検校・新熊野検校・東寺一長者などを歴任しており、鎌倉前期の幕府僧を代表する人物である。定豪については、先行研究がかなり存在するうえ、私も論じたことがある。<sup>(2)</sup>ただし、それらはいずれも承久の乱後の定豪を主に取り上げている。そこで本章では、承久の乱までの定豪について考察したい。検討すべき課題は、第一が定豪の鎌倉下向、第二が初期鎌倉仏教界における定豪の位置、第三が定豪の所職・官位についてである。

定豪は十四歳で出家・受戒し、治承四年(一一八〇)に、忍辱山円成寺で兼豪法印から伝法灌頂をうけた。師の兼豪は尊勝院寛遍の灌頂の資であり、寛遍兼豪の法流を忍辱山流と呼んでいる。定豪はその後、俊証や御室守覚が主催する法会に参仕し、元暦二年(一一八五)に法橋に叙せられた。師の兼豪は文治五年(一一八九)に亡

表1 伝法灌頂を受けた初期幕府僧

僧侶(宗派)	伝法灌頂の年月(師匠)	鎌倉で登用された年月	主な役職・備考
定豪(東密)	治承4(1180)02(兼豪)	建久2(1191)03	鶴岡供僧
性我(東密)	建久2(1191)04(守覚)	文治1(1185)08	勝長寿院別当
円暁(寺門)	建久3(1192)05(行暁)	寿永1(1182)09	鶴岡八幡宮別当
行慈(寺門)	建久5(1194)02(行暁)	文治2(1186)07	頼朝法華堂別当
忠快(山門)	養和1(1181)10(静暹)	建久6(1195)06	元流人(平教盛息)
長暁(寺門)	建久7(1196)00(行暁)	(不明)	関東住
尊暁(寺門)	建久8(1197)12(行暁)	正治1(1199)07	鶴岡八幡宮別当
栄西(山門)	仁安2(1167)00(基好)	正治1(1199)09	寿福寺長老
恵奘(山門)	正治2(1200)01(慈円)	建久4(1193)03	求仏房(澄憲息)

(注) 個々の僧侶の史料的根拠については本文注(4)を参照。

くなるが、建久二年(一一九二)に定豪は鎌倉に下つて、源頼朝から鶴岡八幡宮供僧(永嚴坊)に補任されている<sup>(3)</sup>。

では、第一の課題、定豪が鎌倉に行った理由から検討したい。ここで重要なことは、表1から分かるように、定豪が登用されるまで、鎌倉には伝法灌頂をうけた正式の密教僧が皆無であった事実である。定豪は建久二年三月に鶴岡供僧に補任されるが、その時点で、伝法灌頂をうけていた幕府僧は誰一人いなかった。定豪が登用された翌月に性我が仁和寺御室守覚から伝法灌頂をうけ、さらに山門派の忠快の招へい、寺門派の円暁・行慈・長暁・尊暁らの伝法灌頂が相次ぐこととなる<sup>(4)</sup>。こうして、鎌倉における密教が次第に整備されてゆくが、定豪は伝法灌頂をうけた最初の幕府僧であった。

しかも、鎌倉における密教の整備は頼朝自身の考えでもある。頼朝は建久元年六月に上洛するが、その折りに仁和寺御室守覚と面会し、頼朝護持僧である性我への伝法灌頂を依頼した。そして、翌年四月の伝法灌頂では、①灌頂費用を幕府政所が負担した、②伝法灌頂をうけた性我を朝廷が特別に神護寺阿闍梨に任じたなど、この灌頂は朝幕あげての行事となった。そして守覚はこの後、幕府に対して数多くの政

治的要望を行うが、頼朝はそれをほぼ丸呑みしている<sup>(5)</sup>。幕府僧の伝法灌頂はこれほどコストのかかるものであった。そして定豪は、源頼朝が伝法灌頂を守覚に依頼した情報に接して、密教を整備しようとする頼朝の意向を知ったはずである。

そう考えた根拠は、つぎの(a)(b)の二点である。まず、(a)定豪は仁和寺御室守覚に仕えた経験がある。元暦元年(一一八四)十月と十一月、御室守覚が仁隆・道法に伝法灌頂を受けた際、定豪は威儀僧の一人として守覚に扈従している<sup>(6)</sup>。そのため、定豪は守覚の周辺から、頼朝の意向を知ることができたはずだ。

もう一つは、(b)東寺一長者俊証と定豪との関係である。俊証僧正(一一〇六-九二)は醍醐源氏の出身で、大納言源俊明の孫であり、中務大輔能明の子である。仁和寺心蓮院の世豪法印の灌頂の弟子で、文治元年(一一八五)に東寺一長者となり、文治五年にはさらに東大寺別当に補任されている。この俊証と定豪は、さまざまなつながりがあった。まず、①定豪と俊証は俗縁でつながっていた。定豪の父の従兄弟が俊証であり、定豪の兄の俊遍権律師は俊証の嫡弟である。また、②定豪は寿永元年(一一八二)と文治三年に俊証が行った伝法灌頂に色衆として参じており、二人は宗教面でもつながりがあった<sup>(7)</sup>。③定豪は承元三年(一一〇九)五月に法印に叙されるが、それは俊証の勸賞を譲られたものである<sup>(8)</sup>。このように定豪は俊証と真俗二諦にわたって深いつながりがあった。そして俊証は、文治五年八月に源頼朝の命をうけて奥州藤原氏への調伏祈禱を勤修しており、頼朝とも近い関係にあった。

つまり、定豪が鎌倉に下向した建久二年(一一九二)の時点では、守覚・俊証は頼朝と非常に近しく、定豪はこの二人とつながりがあった。頼朝が鎌倉で密教整備をはかっているとの情報を、二人やその周辺から入手し

表2 鎌倉における建久四年後白河院周忌千僧供の頭役10名

僧侶(宗派)	所属、俗系
円暁法眼(寺門)	鶴岡八幡宮別当、源頼朝の従兄
大学房法橋行慈(寺門)	後の頼朝法華堂別当、菅原登直の子
慈仁法眼(不明)	不明、不明
厳耀法橋(山門)	慈光寺別当、畠山氏の出身
定豪法橋(東密)	鶴岡供僧、後の鶴岡別当・東寺一長者、源延俊の子
密藏房賢祐(東密?)	平泉惣別当、不明
行実阿闍梨(山門)	箱根山別当、弟は永実
義慶阿闍梨(山門)	鶴岡供僧、平忠度の舍弟
求仏房阿闍梨恵奘(山門)	不明、安居院澄憲の子
専光房阿闍梨良暹(山門)	走湯山貫首、不明

(注) 出典は『吾妻鏡』建久四年三月十三日条。

て、定豪は鎌倉に行くことを決心したと考えられる。師を喪った定豪にとって、それは未来を切り開くチャンスと映ったに違いない。定豪が鎌倉に行った理由をこのように考えることができる。

第二の課題は、鎌倉仏教界における定豪の位置である。伝法灌頂をうけた幕府僧は、当初は定豪と性我の二人だけであったが、性我は、文覚の東寺修造事業を補佐するため鎌倉を不在にする。ことが多かった。しかも建久十年(一一九九)に頼朝が急逝すると、後鳥羽院は文覚を流罪に処した。そこで性我は神護寺を再建すべく、永福寺・勝長寿院別当職を辞して上洛したが、間もなく死没した。その結果、定豪は五〇年近くにわたって、鎌倉真言派の中核として活躍することになる。

とはいえ、伝法灌頂をうけた僧侶の稀少さを思えば、定豪の存在は鎌倉真言派という枠組みよりは、鎌倉仏教界全体のなかで評価すべきだろう。建久四年三月、後白河院の一周忌ということで、頼朝は鎌倉で千僧供を実施した。このとき、「宿老僧」一〇人を「頭」とし、それぞれ百僧を供奉させた。この「宿老僧」一〇名を掲げたのが表2であるが、そこに定豪が入っている。鎌倉に来

着してわずか二年で、定豪は鎌倉仏教界の「宿老僧」としての地位を手にしたのだ。

その後も、定豪はさまざまな仏事に登用された。建久五年閏八月には北条政子主催の彼岸仏事の導師と、大姫の婿であった木曾義高追福の供養導師を勤仕したし、翌年二月には頼朝による鶴岡八幡宮での法華経供養の導師をつとめている。正治元年(一九九)六月には中原親能の出家戒師となったし、正治二年二月には源頼家による鶴岡八幡宮経供養の導師をつとめた。<sup>(10)</sup>これらはいずれも顕教系の法要であるが、將軍実朝時代になると、密教系の祈禱が行われるようになり、定豪はそれを中心となって担った。建暦元年(二二二)には実朝の太一・定分厄をはらう祈禱を行ったし、建保元年(二二三)四月の和田合戦では大威徳法を修し、承久三年(二二二)五月の承久の乱でも戦勝祈願の祈禱を勤修している。<sup>(11)</sup>京都時代の定豪は、伴僧や色衆に参じた記録はあるが、導師や阿闍梨をつとめた事例は確認できない。その定豪が、鎌倉では幕府僧の中核メンバーに抜擢されている。そしてこの間、定豪は建保元年(二二三)、建保五年に仁和寺相承院で貞遍と隆豪に伝法灌頂をさずけた。貞遍阿闍梨(一一七九?)は出身が不明で活動歴も明らかでないが、<sup>(12)</sup>隆豪大納言法印(一一六六?)は坊門信清・七条院の弟である。<sup>(13)</sup>鎌倉での活動歴が確認できないが、彼らへの伝法灌頂は今のところ、幕府僧が伝法灌頂を授けた初見例である。隆豪は將軍実朝室である坊門信子の叔父にあたり、隆豪兄の信清や甥の忠信も鎌倉とつながりが深い。実朝と信子との間に生まれるだろう子の護持僧となることを念じて、定豪の伝法灌頂をうけたのではあるまいか。このように定豪は、鎌倉真言派の中心であっただけでなく、鎌倉前期における東国密教の中核的存在であった。

ただし、定豪の存在を過剰に評価するのも、慎むべきだろう。鎌倉幕府は、経供養や仏像供養のような簡便

表3 鎌倉での堂塔供養の導師

年（西暦）月日	供養の内容と導師◆◇
文治1（1185）1024	勝長寿院の供養、導師◇公顕僧正（77歳、寺門）、伴僧20も引率
文治5（1189）0609	鶴岡五重塔の供養、導師◇親性法橋（全玄座主代官、山門）、伴僧4も導師が引率
建久3（1192）1125	永福寺の供養、曼荼羅供導師◇公顕大僧正（84歳、寺門）、帰洛途上で没
建久4（1193）1127	永福寺阿弥陀堂の供養、導師◇真円前権僧正（77歳、寺門）
建久5（1194）1226	永福寺薬師堂の供養、導師◇勝賢東大寺别当前権僧正（57歳、東密）
建仁2（1202）0314	永福寺多宝塔の供養、導師◆采西律師、頼家乳母の菩提のため造立
承元3（1209）1010	二階堂行光が永福寺辺に寺院建立、供養導師◇公胤園城寺長吏
建保2（1214）0727	大慈寺供養、導師◆采西僧正、実朝は京都の高僧を希望するも宿老が反対
建保4（1216）0819	鶴岡別当定暎が北斗堂を建立、供養導師◆忠快法印（山門）
建保4（1216）0819	北条義時妻らが永福寺に塔婆造立、導師◆行勇律師、伊賀朝光追福のため

（注）導師の◇は京都の高僧、◆は幕府僧を示す。出典はすべて『吾妻鏡』である。なお、建久4年の供養を『吾妻鏡』は永福寺薬師堂供養とするが、これは阿弥陀堂の誤りである。

なものについては幕府僧に導師を委ねたが、堂塔供養となると、その多くは幕府僧に任せず、京都の高僧を導師に招いている。表3のように、源氏將軍の時代に鎌倉で行われた堂塔供養は全部で一〇例ある。そのうち六例は京都から顕密高僧を招請して導師をつとめさせたもので、四例が幕府僧の勤仕である。その幕府僧は采西が二度、忠快が一度、行勇が一度である。鎌倉の顕密僧としてもっとも高く評価されたのが采西・行勇の師弟であり、山門の忠快であった。このことは、心に留めておくべきだろう。

つぎに第三の課題、定豪の(a)所職と(b)官位の検討に移ろう。まずは(a)鎌倉での所職から。先に述べたように、定豪は元暦二年（一一八五）に三十四歳で法橋に叙され、建久二年（一一九二）に鶴岡八幡宮の供僧に補任された。そして、建久十年二月にそれを弟子に譲る一方、同年六月、性我の譲りによって勝長寿院別当に補任されている。<sup>(14)</sup>そして、定豪は二二年間にわたって別当職を維持した。なお、遠藤巖氏や菅野文夫氏は、建保五年（一一二七）に定豪が平泉惣別当に任じられたと想定しているが、別稿で検討したように、定豪が平泉惣別当に就任した事実は存在しない。<sup>(15)</sup>

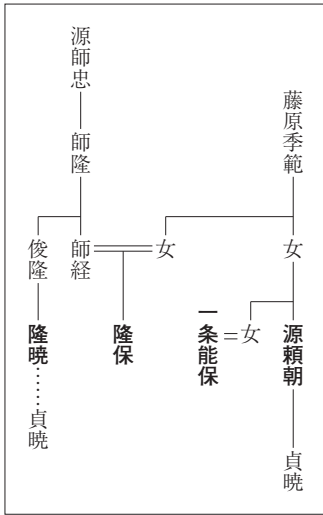
承久二年(一二三〇)正月に鶴岡八幡宮別当の慶幸が没すると、後任として定豪が別当に任じられた。<sup>(16)</sup> これまで鶴岡別当は寺門派が独占してきたが、前年に実朝を暗殺した公暁が寺門派であったため、幕府はその責任を問うて寺門派を退け、定豪を鶴岡八幡宮別当に補したのである。こうして定豪は、鎌倉仏教界の頂点に登り詰めた。ところが、その直後に承久の乱が勃発する。定豪らは戦勝祈願の祈禱にはげみ、その甲斐あつて幕府は勝利を収めた。そこで、幕府の吹拵によって定豪は熊野三山検校・新熊野検校に任じられ、さらに大伝法院座主職を強引に手に入れるなど、鎌倉幕府の威光を背に顕密仏教界を席卷することになる。このように、將軍実朝暗殺と鶴岡別当慶幸の死、そして承久の乱と、わずか二年のうちに定豪をとりまく環境が一変した。

つぎに、(b)定豪の僧官位に移ろう。定豪は建仁三年(一二〇三)五月に法眼、承元三年(一二〇九)五月に法印に叙され、承久元年(一二一九)五月に権大僧都に補されている。<sup>(17)</sup> ただし、定豪は鎌倉に下向してから承久の乱後まで公請(くじま)に応じたことがない。京都での活動は伝法灌頂だけであつて、朝廷の公請は皆無である。こうした僧官位は公請実績にもとづいて昇進することになっているが、公請と認定されるのは天皇家や朝廷の主催仏事だけであつて、幕府祈禱や將軍祈禱は公請とは認められない。幕府僧の僧官位昇進には大きな障壁が立ちはだかつており、鎌倉幕府が質の高い僧侶を揃えるのに苦労した原因がここにある。

海老名尚氏によれば、幕府僧の僧官位昇進は、①本人が一時的に上洛して公請活動を行う、②在京僧の勳賞を譲つてもらう、③將軍など幕府が吹拵する、の三パターンがあるという。<sup>(18)</sup> 定豪の場合、権大僧都補任の経緯はつまびらかでないが、法眼・法印の昇叙については、その背景を知ることができる。『東寺長者補任』によれば、定豪の法眼は「隆暁法印讓、御祈賞」によるものであり、法印は「文治御元服御祈、愛染王俊証賞讓」



図1 仁和寺隆暁をめぐる略系図



(注) 「……」は師弟関係、「=」は婚姻関係を示す。

によったものだという。そこで隆暁・俊証と定豪との関係を確認しておこう。

まず、隆暁法印権大僧都(一一三二〜一二〇四)は、村上源氏の出身で大納言源師忠の曾孫であり、太皇太后宮権亮俊隆の子である。公名は宰相。<sup>(19)</sup>仁和寺華藏院の寛暁大僧正の入室灌頂の弟子で、寛暁の没後は円城寺僧正禎喜の側近として活動した。そして東寺二長者にまで昇ったが、正治二年(一一〇〇)に所労により長者と大僧都を辞している。この隆暁は、図1の略系図にあるように、源頼朝と関わりが深い。

①源頼朝の母方の従兄弟が源隆保であるが、この隆保の父方の従兄弟が隆暁である。②一条能保は頼朝の同母妹の夫ということで頼朝の耳目となって活躍したが、源隆保と隆暁はいずれも一条能保の猶子となって、その保護をうけている。③隆暁は、頼朝の子である貞暁法印(能寛、一一八六〜一二三二)の入室の師である。貞暁の母は常陸介藤原時長の女(天進局)であるが、北条政子が貞暁の誕生に激怒したため、頼朝は彼女らを相次いで上洛させた。そして、一条能保に供奉させて貞暁を隆暁のもとに入室させている。<sup>(20)</sup>

このように、隆暁は源頼朝と幾重ものつながりがあった。祈禱実績の乏しい隆暁が東寺長者に就けたのも、頼朝の吹捧によると考えるべきだろう。ただし、隆暁と定豪との間に直接的な接点を確認することができない。鎌倉幕府と隆暁との深いつながりを背景に、幕府の指示・要請にもとづいて、隆暁の

「御祈賞」が定豪に譲られたのだろう。<sup>(21)</sup>

定豪に勳賞を譲ったもう一人の人物が俊証である。<sup>(22)</sup> 前述のように、俊証と定豪はさまざまな縁でつながっていたし、俊証は鎌倉幕府とも近かった。俊証の「文治御元服御祈、愛染王」については修法の記録が残っていないが、文治六年(一一九〇)正月三日に後鳥羽天皇が元服している<sup>(23)</sup>ので、この時の修法への勳賞と考えられる。ただし、定豪はこの勳賞を承元三年(一一〇九)に譲られているが、譲った俊証は一七年も前に死没している。これはどういうことか。注意すべきは、定豪の兄の俊遍が俊証の嫡弟であったことだ。つまり俊証の勳賞は嫡弟の俊遍に相承された。そしてこの俊遍は建永元年(一一二〇)五月に権律師を辞して、顕密仏教界から退いている。<sup>(24)</sup> それゆえ、俊証から譲られた勳賞を、定豪の要請で俊遍が俗弟に回したのだろう。

このように、隆暁・俊証のいずれも鎌倉幕府と関わりが深かった。幕府の関与や、個人的なツテによって、定豪は公請のないまま官位昇進を果たしたのだ。

以上、承久の乱以前の定豪について検討してきた。定豪が伝法灌頂をうけた最初の幕府僧であった事実は、定豪について考える際、特に留意が必要である。

## 第二章 鶴岡八幡宮別当の定雅と定親

### 第一節 鶴岡八幡宮別当定雅について

つぎに定豪の弟子の検討に移ろう。本章では鶴岡八幡宮別当となった定雅と定親を取り上げたい。

定雅(生没年不詳)は参議四条親隆の孫で、参議親雅の子である。教雅ともいったか、本稿では定雅と表記する。恐らく元の名が教雅であり、定豪の弟子となって定雅に改名し、さらに後に教雅に戻したのだろう。公名は父の官職にちなんで大蔵卿。定豪の弟子となって鶴岡八幡宮別当や久遠寿量院別当をつとめ、仁和寺華藏院を定豪から譲られた。

定雅の事蹟の解明には困難がともなう。承久三年(一二二二)に定豪から鶴岡八幡宮別当職を譲られたが、その後も鶴岡八幡の実権を定豪が握っていたからである。たとえば『鶴岡社務記録』は定豪について、鶴岡別当を定雅に譲った後も「為三前職」多年管領」と述べている。また、『鶴岡八幡宮寺供僧次第』によれば、定雅が鶴岡八幡宮供僧に重誉を任じた補任状には「定豪袖判」が据えられたという。また、貞永元年(一二三三)には鶴岡八幡宮領に対して、定豪が袖判の御教書を発給したし、寛喜元年(一二二九)には定豪が「本主」として、定雅から鶴岡別当職を悔返している。このように、別当職を譲った後も、定豪は「本主」として鶴岡八幡宮の実質的な管領権を握っていた。

その結果、『吾妻鏡』の記載に混乱が生じている。定雅の別当在任中に「鶴岡別当」「若宮別当」と記されていても、定雅を指すとは限らないのだ。たとえば、『吾妻鏡』貞応元年(一二三二)八月二十日条によれば、地震・彗星祈禱のため「鶴岡別当法印」が不動護摩を修し、嘉祿二年(一二三六)八月七日条によれば、天変地震のため「若宮別当僧止」が一字金輪護摩を勤仕している。定雅が法印に叙せられるのは文永四年(一二六七)のことであるので、二つの記事に登場する「鶴岡別当法印」「若宮別当僧止」は、いずれも定豪を指すとみるべきだろう。

一方、『吾妻鏡』嘉祿三年四月二十九日条によれば、「若宮別当僧都」が北斗護摩を勤修している。定豪はこれ以前に権僧正となつていたので、この「若宮別当僧都」は定雅と考えるべきだ。このように『吾妻鏡』における「鶴岡別当」「若宮別当」は、定豪を指す場合と、定雅を指す場合とが混在しており、その弁別はかなり難しい。そこで本稿では判断の詳細は注に譲り、その検討結果をもとに、以下、定雅の事蹟を概観しておこう。<sup>(28)</sup>

定雅の初見は建保五年(一二二七)である。仁和寺相承院で定豪が隆豪に伝法灌頂を受けた時に、非職の堂達として参じている。<sup>(29)</sup>公卿の家出身の定雅が非職であることからして、この時はまだ十代と思われる。承久三年(一二二二)九月、定豪は定雅に鶴岡別当職を譲つた。熊野三山檢校や大伝法院座主職を入手すべく、京都の活動を本格化させようとしていた定豪は、鎌倉に代官を必要とした。別当職を譲られたとはいえ、定雅の実態は定豪の代官そのものである。定雅はまだ年若く、僧官位も阿闍梨でしかなかったが、その実家は代々参議の家柄である。恐らく定雅は嫡弟として定豪のもと入室しており、そのために別当職を譲られたのであろう。

そして定雅は、貞応元年(一二二二)、貞応三年、嘉祿二年(一二二六)の鶴岡大仁王会を主催した。<sup>(30)</sup>また、貞応二年七月には、北条義時御願の一日百部法華經書写供養の導師をつとめ、嘉祿二年十月には鶴岡八幡宮を修理して若宮を遷宮させている。密教祈禱は嘉祿三年四月、將軍頼經の不例に際し北斗護摩を修したのが初めてであり、十一月には天変地天と赤斑瘡の流行を鎮めるため馬頭護摩を修している。さらに安貞二年(一二二八)の天変で愛染王法を勤仕し、寛喜元年(一二二九)には月蝕祈禱の愛染王と、將軍病悩平癒の五壇法脇壇を勤修した。この間、安貞二年四月に仁和寺華藏院で定豪から伝法灌頂をうけているが、色衆二三口、布施取りの公卿三名という盛儀であった。<sup>(31)</sup>

ところが寛喜元年六月、鶴岡八幡宮の供僧が定雅への不満を訴えたのを機に、定豪は別当職を悔返して定親に譲った<sup>(33)</sup>。これは定豪が嫡弟を、定雅から定親に変えたことを意味している。定雅よりも定親の方が名門の出身であったし、宗教的にも顕密の双方で定親が卓越している。定豪は定親に、鶴岡別当・大伝法院座主・久遠寿量院別当職や新熊野の住坊を譲ったが、定雅には仁和寺華藏院を譲っただけである。定豪は嫡弟の地位を約束して、定親を弟子にしたのである。

『吾妻鏡』はこの後、定雅が鶴岡八幡宮の供僧になったとするが、その実否は不明である。嘉禎元年(二二三五)の鎌倉五大堂(明王院)供養では職衆としてそれに参じている<sup>(34)</sup>。また、時期は不明ながら久遠寿量院別当に任じられ、將軍護持の長日不空羅索供を勤修した<sup>(35)</sup>。その後、文永四年(二二六七)に法印に叙され、文永十年には東寺御影供の執事役をつとめた。また、弘安五年(二二八二)から七年にかけて「二階堂住房」で定然・定嚴に伝法灌頂を授けたし、能嚴法印に印可を与えている<sup>(36)</sup>。定雅のあと能嚴が久遠寿量院別当に就いていることから、能嚴の重受は久遠寿量院別当職相承の一環と考えるべきだろう。

以上、定雅について述べてきた。定雅は定豪の嫡弟として鶴岡八幡宮別当に任じられたが、悔返によって嫡弟と別当職の二つの地位を失った。その後も鎌倉に残り久遠寿量院別当となったが、さほど大きな足跡を残したわけではない。

## 第二節 鶴岡八幡宮別当定親について

つぎに定親に移ろう。定親については、これまで拙論で何度か触れており、東大寺別当としての定親につい

ては専論もある<sup>(37)</sup>。また、本稿の定清の項でも言及することになるので、ここでは概観に留めたい。ただし、その前に確認しておくべきことが二つある。

第一は定親の生年である。定親僧正(？)一三六六)は内大臣土御門通親の子であるが、その生年を確定することができない。『外記日記』(『新抄』)の記事をもとに計算すると一二〇〇年生まれとなり、『東大寺別当次第』『維摩公講師研学豎義次第』によれば一二〇一年生まれ、『血脈類集記』では一二〇二年となり、『東寺長者補任』では一二〇三年生まれとなる<sup>(38)</sup>。この四説が併存していて、生年を確定することができない。ただし、父の通親は建仁二年(一二二〇)十月二十一日に五十四歳で急死しているので、いずれにせよ、通親の最晩年、もしくは死没後の誕生ということになる。

第二は、定親に関する『吾妻鏡』の記事の信頼性の低さである。定親については京都の史料に活動記録が相当残っており、それを『吾妻鏡』と対照することができる。その結果は以下の通りである。

(a) かつて拙稿で検討したように、京都の史料では、定親は大法師・阿闍梨・已講↓法眼↓権少僧都↓権大僧都↓法印↓法務↓権僧正↓正僧正と、その昇進過程を正確にたどることができる。一方、『吾妻鏡』の定親関係記事では法印と僧都が混在するだけだ。定親についての『吾妻鏡』の官位記載は信頼できない。

(b) 『吾妻鏡』寛喜元年(一二二九)七月七日条によれば、將軍頼経が馬場殿の童舞の見物に出かけたところ「若宮新別当法印定親」が参上した、とある。別当就任の挨拶ということになるのだろうが、しかし『法勝寺八講問答記』によれば、定親は同年七月三日から七日まで法勝寺八講に講師(三度目)として出仕し、七月五日の夕座講師をつとめている<sup>(40)</sup>。ほぼ同日に京都と鎌倉での活動記事が残っており、二つの記事は並立不能である。

では、どちらが誤っているのか。『吾妻鏡』の記載が誤っていると考えるが、そう判断した根拠はつぎの五点である。

① 『法勝寺八講問答記』の記事は、七月五日朝座の問者をつとめた東大寺宗性が残した記録であり、その史料の価値は高い。② 寛喜元年の法勝寺八講では講師三名が辞退したため、定親らがその代役として急遽招請されたものである。それゆえ、定親が出仕しなかったことはあり得ない。③ 定親は翌年も法勝寺八講講師を勤仕して、四度目と記載されている。つまり、寛喜元年の講師が公請実績としてカウントされている。④ 『明月記』寛喜元年七月七日条は、法勝寺八講が実施されたことを明記しており、『八講問答記』の記事を裏付けている。⑤ 『吾妻鏡』は「法印定親」と記すが、この時点での定親の官位は法眼であって法印ではない。官位記載を誤った史料と、正確に記した史料を前にすれば、正確な史料を信頼するのが当然である。以上から、『吾妻鏡』寛喜元年七月七日条の記事が誤っていると結論できよう。

(c) 『吾妻鏡』文永二年(一二六五)七月二十五日条は「法印定親入滅」とするが、同年十月八日に定親は東二条院の御産祈禱のために北斗法を勤仕している<sup>(41)</sup>。また、『東寺長者補任』は文永三年九月九日の没としているし、『外記日記』同日条も「大安寺別当僧正定親入滅(六十七)」と記している。定親の死没に関する『吾妻鏡』の記事は、年月日と官位の二点で誤っている。

(d) 『吾妻鏡』寛喜三年正月二十日条によれば、鶴岡八幡宮の石段近くの梅の木に山鳩が二羽、八日間も止まりつづけており、これが不吉だと、「鶴岡別当法印」が將軍御所に進言している。ところが鶴岡別当定親は、正月十四日に閑院内裏で行われた御齋会を重講している<sup>(42)</sup>。御齋会講師は南都の学僧にとって最も荣誉あるもの

だ。その重い行事をつとめた直後に、京都から鎌倉へわずか六日で行くというのは相当きびしい。これまた『吾妻鏡』の誤記の可能性が高いだろう。

(e)『吾妻鏡』寛喜元年十二月十日条によれば、雷の天変に対し、鶴岡八幡の社壇で大般若經の転読を行うよう「別当等」に命じている。この別当は当然、鶴岡の定親と考えられるが、しかし同じ日に定親は京都の新熊野神社で、定豪から定舜への伝法灌頂に色衆として参じていた。<sup>(43)</sup>この伝法灌頂には定豪・定親だけでなく、定雅も参仕しており、鶴岡八幡宮の別当にかかわる人物は、同日の鎌倉には誰一人いなかった。ここにおいても、『吾妻鏡』の記事に問題がある。<sup>(44)</sup>

以上から、定親に関する『吾妻鏡』の記事は信頼性がかなり低いと結論できよう。<sup>(45)</sup>これは『吾妻鏡』の性格一般とも考えられるが、むしろ、定親が鎌倉から追放されたことと関わりがあるのではないか。定親とその弟子が追放され、その後、鎌倉仏教界は東密から寺門派中心に変わる。こうした事情のため、定親にかかわる正確な史料をそろえることができず、誤謬が多くなったと考えておきたい。

以上を踏まえて、定親の事跡を概観しておこう。定親は東大寺三論宗の僧侶であり、顕密を兼修した。顕教では、承久二年(一二三〇)に『大方等大集經』の書写を行っている。そして最勝講を皮切りに、最勝光院八講・法勝寺八講で聴衆として参仕し、嘉祿元年(一二三五)の維摩会講師と翌年の御齋会講師をつとめて三会已講となった。その後も三講の講師を歴任し、安貞二年(一二二八)の御齋会では八宗奏を担当した。また内裏での季御読経番論義にも講師として参仕している。<sup>(46)</sup>一方、密教関係では建保五年(一二二七)、仁和寺相承院における定豪から隆豪への伝法灌頂に参じたのをはじめ、定豪の灌頂色衆を何度もつとめた。また、嘉祿二年・安貞



二年に定豪が後七日御修法の大阿闍梨をつとめた時には、伴僧として参仕している。<sup>(47)</sup>

定親が定豪の弟子となったのは、東大寺東南院の相承に行き詰まったことがきっかけである。<sup>(48)</sup> 行助入道親王（後高倉院）の息・道深は、東南院定範のもとに入室してその跡を継ぐことになっていたが、承久の乱によって、道深は仁和寺御室道助の後継者となることになった。道深は仁和寺と東南院の兼帯をもくろんだが、東南院門徒がそれに反対し、後高倉院の指示で定親が相承することになる。ところが後高倉院と定範が亡くなると、北白河院（道深・後堀河天皇の母）は道深への相承を強引にすすめ、東大寺が大混乱に陥る。最終的に道深は東南院をあきらめるが、そこでの遺恨から定親の相承にも反対した。紆余曲折の末、東南院は道快（定範門弟、右大臣近衛道経の子）が相続することに決した。そこで定親は定豪の弟子となって、事態の打開をはかったのである。

定親の名の「親」は、父の土御門通親からとったものだが、「定」が定豪のものとは考えがたい。先述したように定親は、建保五年（一二二七）四月に、定豪から隆豪への伝法灌頂に色衆として参じており、今のところ、これが定親の初見史料である。時に定親は十五歳から十八歳であった。当時の定豪は鎌倉の勝長寿院別当というだけで、寺門派中心の鎌倉仏教界でさほどの政治力があつたわけではない。また、承久の乱後とは異なり、鎌倉幕府が京都の仏教界に与える影響力も限定的であつた。こういう中であつて、土御門通親の子が定豪を師に選ぶとは考えにくい。しかも三論と真言を兼修した定親が、唯密の定豪の弟子になるのも不自然である。<sup>(49)</sup> 以上から、東南院問題がおきるまで、定親は定豪と師弟関係になかつたと考えておく。定親の「定」はむしろ東南院定範に由来する可能性が大であろう。

では、二人はいつ師弟関係を結んだのか。恐らく嘉禄元年末と思われる。東南院問題は元仁二年（一二二五）

二月の定範の死から紛争が本格化し、翌嘉禄二年(一二三二)末まで混乱が続いた。その間、定豪は嘉禄元年十月の一代一度の大仁王会のために上洛し、この時点から東南院問題に関わるようになる。幕府僧のトップとなつた定豪は、承久の乱後、鎌倉幕府の威勢を背に、仁和寺御室に対抗するだけの力をもっており、道深は結果的に東南院問題での敗北を定豪のせいと考へた。途中からの関与とはいへ、定豪の政治力の大きさをうかがわせよう。そして定親は嘉禄二年正月の後七日御修法で定豪の伴僧をつとめ、同年五月には定豪の東寺拜堂に御供として従い、さらに嘉禄三年二月に定豪から伝法灌頂をうけた。こうした経緯からすれば、東南院問題での見通しが暗くなつた嘉禄元年末ごろに、定親は局面の打開を期して定豪と師弟関係を結んだ、と考へられよう。<sup>(51)</sup>しかし結果的に定豪は、定親を東南院院主に据えることができなかつた。そこで定豪は、寛喜元年(一二二九)六月、鶴岡八幡宮別当職を悔返して定親をそれに任じたのだ。

こうして定親は鶴岡八幡宮別当となつたが、その後も京都での活動を優先している。寛喜元年七月には法勝寺八講講師をつとめ、十二月には定豪から定舜への灌頂色衆に参じたし、寛喜二年七月にも法勝寺八講講師、十月に維摩会精義をつとめたほか、東大寺別当となつた定豪の別当代として東大寺で活動している。東南院の相承には失敗したが、定親はなお東大寺に足がかりをもっており、まだ東南院をあきらめていない。そして、寛喜三年には正月の御齋会講師、五月の最勝講講師、十月の維摩会精義をつとめたし、貞永元年は正月に定豪の後七日御修法伴僧、五月の最勝講講師、七月には法勝寺八講講師と内裏での大般若経読経に参仕した。天福元年(一二三三)にも東大寺別当代として活動しており、天福二年正月には御齋会に出仕している。<sup>(52)</sup>一方、鎌倉での活動もみえる。寛喜三年四月に天変五壇法の脇壇、天福元年十二月の八万四千塔供養の導師、翌年七月の

竹御所御産の五壇法脇壇をつとめるなどしているが、全般的に定親の活動は鎌倉よりも京都に重点が置かれていた。<sup>(53)</sup>

それが転換するのが、天福二年(一二三四)である。この年、定親は東南院の断念に追い込まれた。原因は二つ。第一に定親は、東南院院主への就任を画策して同年春に鎌倉に下向し、将軍頼経の挙状を得たが、東大寺三論宗の反対によってその計画は挫折した。<sup>(54)</sup> 東南院の寺僧たちが院主道快の運営を高く評価して、院主交代に反対したのだ。第二に定豪は、同年七月、将軍頼経室である竹御所の御産祈禱に失敗した。そして定豪は責任をとって東大寺別当を辞任し、定親も東大寺別当代を去り、東大寺の足がかりを失ってしまった。こうして、東南院院主の望みが完全に潰えた。これを機に、定親は活動の中心を京都から鎌倉に移すことになる。そして、文暦二年(一二三五)二月には将軍御所での涅槃経論議に参加したし、同年十二月には頼経の瘡瘡平癒を祈る金輪法を修するとともに、鶴岡八幡宮での仁王百講を実施した。<sup>(55)</sup>

嘉禎二年(一二三六)十二月、定豪が東寺一長者就任のために上洛し、嘉禎四年九月に京都で亡くなるが、これによって定親が名実ともに鎌倉仏教界の頂点にたった。そして鎌倉では、延応二年(一二四〇)正月に彗星祈禱の愛染王法、六月には最勝王経修法、七月には十壇水天供を修したし、仁治二年(一二四二)六月に祈雨法、寛元二年(一二四四)五月には九条頼経のための五壇法脇壇、六月に十壇水天供、寛元三年には日蝕祈禱の北斗護摩を修している。<sup>(56)</sup> 一方、京都では、延応元年に定豪一周忌のため墓所堂の造立供養をおこなって維摩会にも参じ、仁治二年正月にはついに東大寺別当に任じられた。さらに仁治三年には東寺四長者に補され、翌年正月の後七日御修法をつとめて六月には東大寺拝堂を行っている。<sup>(57)</sup> 定親は東大寺東南院の相承に失敗したが、この

後二〇年間にわたって東大寺別当として君臨することになる。とはいえ、東大寺には嫡弟定済や定顕を別当として派遣しており、活動の中心はあくまで鎌倉においていた。<sup>(58)</sup>

ここで、大伝法院について触れておこう。仁治三年(一二四二)金剛峯寺の襲撃によって大伝法院とその僧坊のほとんどが焼き払われた。そこで朝廷は、莫大な費用を要する再建事業を定親にゆだね、さらに「伝法院造営之功」によって大伝法院座主職を定親門跡で相承することを認めた。<sup>(59)</sup>幕府僧のトップである定親に座主職相承を認めることで、鎌倉幕府の全面的な財政援助を引き出して再建を果たそうとしたのだ。

ところが宝治合戦ですべてが暗転する。宝治元年(一二四七)六月に三浦一族が減ぼされると、定親の妹が三浦泰村に嫁いでいたことが問題となった。これにより、定親は鎌倉から追放され、同宿の供僧四人も所職を捨てて同心上洛している。追放の時点で定親は、鶴岡八幡宮別当、大伝法院座主、東寺長者、そして東大寺別当という四つのポストを保持していた。<sup>(60)</sup>この追放によって定親は、鶴岡八幡宮別当と大伝法院座主を解任され、大伝法院座主職の門跡相承も反古となったが、東寺長者と東大寺別当職にはとどまった。このことは、前二者が鎌倉幕府の恩顧によって手に入れたのに対し、東寺長者と東大寺別当職は主に定親の個人的力量によって任じられたことを物語っている。

帰洛後の定親は、これまでも増して公請活動に精力を注いだ。東大寺では新院・知足院などの整備を進めるとともに、新院談義を創設して東南院に対抗できる三論宗の拠点を創始した。また、建長三年(一二五二)、建長七年、正嘉三年(一二五九)に後七日御修法大阿闍梨をつとめ、宝治元年、建長六年、弘長元年(一二六〇)には東寺結縁灌頂の大阿闍梨をつとめた。正嘉元年七月の神泉苑祈雨修法で効験をほどこし、弘長二年や文永元

年（二六四）五月には五壇法中壇を勤仕したし、文永元年七月には天変の仁王経法を勤修している。一方、顕教では建長三年から弘長二年に至るまで、法勝寺八講や最勝講の證義を数多くつとめた。そして文応元年（二六〇）に東大寺別当を辞すと、翌年には東寺一長者と龜山天皇の護持僧に補された。<sup>(61)</sup>このように定親は鎌倉を追放された後も、京都で顕密にわたって活発な宗教活動を展開したのである。

小括しておこう。①定親が追放されたこともあり、『吾妻鏡』の定親に関する記事は誤りが多い。②天福二年の東南院の断念によって、定親の活動の中心は京都から鎌倉に変わった。③定親は定豪の嫡弟として鶴岡八幡宮別当に任じられたが、宝治合戦に連座して鎌倉から追放され、鶴岡別当と大伝法院座主を解任された。④追放後の定親は、東大寺別当・東寺長者として顕密にわたって活躍した。

### 第三章 大門寺別当定清について

#### 第一節 定清の経歴の不自然さ

つぎに、大門寺別当定清に移ろう。定清および大門寺については、すでに高橋慎一郎氏がすぐれた考察を行っている。これら先行研究を踏まえて、最初に定清の事跡を概観しておこう。<sup>(62)</sup>定清権僧正（一一八五―一二八〇）は、鎌倉幕府の有力御家人である後藤基清の子であり、評定衆基綱の弟である。公名は加賀。後藤基綱が貞永元年（一二三三）將軍実朝の冥福を祈るために大門寺（大蔵阿弥陀堂）を造立するが、定清はその大門寺別当であった。そのほか、実朝が建立した大慈寺丈六堂の寺務であり、また明王院供僧でもあった。甥には同じく東密の

弘基と定撰がいる。『尊卑分脈』は定清の極官を「大僧正」とするが、これは「権僧正」が正しい。

その前半生の事跡は不明であるが、嘉祿三年（一二二七）に定豪から伝法灌頂をうけると、鎌倉で活発な祈禱活動を行った。同年には十一面護摩や五壇法脇壇を勤修して將軍護持僧に補任されたし、その後も彗星祈禱の愛染王法・七壇北斗供、竹御所御産の五壇法脇壇、炎旱十壇水天供を勤修している。宝治合戦後も、盛んに祈雨祈禱をおこなったし、さらに辛酉御祈の薬師法や、月蝕祈禱にもあたっている。

定豪から忍辱山流の伝法灌頂をうけたほか、醍醐寺実賢から金剛王院流を重受し、宏教からも両部の印可を重受した。知法の僧であったため、その付法は五一名に及んでいる。また、將軍御所での涅槃經論義に参加しており、論義を行うこともできた。これらの功績から建治二年（一二七六）に権僧正に補され、最後は床に伏したまま印を結び、誦しながら卒去したという。兄の後藤基綱、甥の後藤基政が和歌に堪能だったこともあり、定清も『東撰和歌六帖』『隣女和歌集』などに数首採用されている。<sup>(63)</sup>

以上の概観を踏まえて、二つの課題を検討したい。第一は、定清の経歴の不自然さ、第二は、鎌倉真言派の冬の時代を定清が支え抜いたことだ。本節では第一の課題を検討しよう。

嘉祿三年（一二二七）二月、定豪から定親への伝法灌頂色衆に参じたのが史料的な初見であり、翌月には定豪から伝法灌頂をうけた。『血脈類集記』によれば、この時点で定清は四十三歳である。最終的に僧正にまで昇った僧侶の初見史料が四十三歳というのは、やや奇異な感がある。『血脈類集記』は定清が弘安二年（一二八〇）に九十六歳で死没したとしており、<sup>(64)</sup>『血脈類集記』の年齢記載そのものが不正確な可能性もある。とはいえ、その疑問は成り立たない。そう考えた根拠は、(a)僧官位と、(b)密教僧としての熟達の二点である。

まずは、(a)僧官位の問題から。『血脈類集記』によれば、嘉禄三年、四十三歳の時点で、定清の僧官位は権律師であった。『吾妻鏡』は嘉禄三年十一月十五日条から文暦二年(一二三五)六月二十九日条まで「加賀律師」「定清律師」「加賀律師定清」と記しており、その後、僧都・法印に表記が変わっている。この点からも嘉禄三年、四十三歳の時点で権律師であったことは、確かであったと思われる。定清の身分出自からすれば、四十三歳の権律師は不自然ではない。

鎌倉前期における御家人子弟の官歴を確認するのは容易でないが、鎌倉と関わりのある中下級貴族出身の僧侶の例をいくつか挙げる事ができる。まず、醍醐寺の実賢大僧正(右馬権頭藤原基輔の子は建久七年(一一九六)に二十一歳で勝賢から伝法灌頂をうけたが、その直後に師が亡くなったため、「貧道無縁」の前半生を送っており、権律師に任じられたのは嘉禄二年(一二二六)五十一歳になってからである。山門の良信権僧正(大藏卿藤原長成の孫、長信の子)は法橋から権少僧都に昇任したのが貞応三年(一二二四)ごろ、五十二歳になってからであるし、その兄弟の寺門の円意法印は嘉禎元年(一二三五)六十四歳まで律師である。また、寺門の道禅権僧正(弾正大弼高階仲資の子)も、承久三年(一二二二)五十三歳まで法橋であった。<sup>(65)</sup>このことからすれば、四十三歳で定清が律師であったのは不自然ではない。

つぎに、(b)密教僧としての熟達に話を移そう。嘉禄三年、四十三歳の時点で、定清はすでに熟達の密教僧であった。同年十一月には天変・赤斑瘡への祈禱として十一面護摩や五壇法大威徳法を勤修しているし、十二月には將軍頼經の護持僧に任じられた。<sup>(66)</sup>この護持僧九名は十日ごとに三名ずつ結番するもので、表4はそれを整理したものだ。宗派不明の人物が二人いるとはいえ、定清が定豪とともに護持僧に補されたことは、定清が権

表4 將軍九条頼経の護持僧

宗派	護持僧の名		
東山寺宗派不明	弁僧正定豪	加賀律師定清	
	丹後僧都頼暁	大蔵卿法印良信	大進僧都観基
	宰相律師円親	信濃法印道禪	
	常陸律師	蓮月房律師	

(注) 『吾妻鏡』安貞元年十二月十三日条をもとにした。

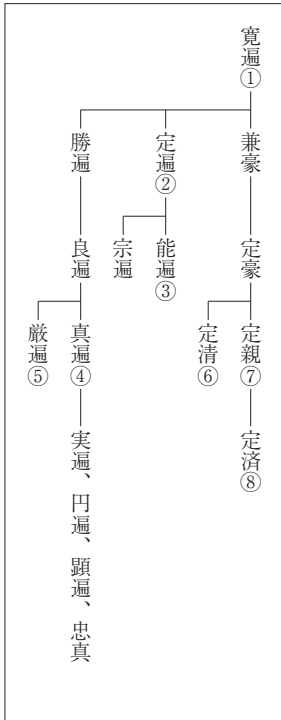
律師という官位にふさわしいほど、密教僧として熟達していたことを物語っている。以上から、『血脈類集記』の定清の年齢記載に不自然な点がない、と結論できよう。とはいえ、売官されていた法橋・法眼といった散位僧綱とは異なり、正員僧綱である権律師に補任されるには、相当な公請実績が必要である。しかも東密関係は寺門・山門派に比べると、祈禱関係の記事が豊富である。にもかかわらず、嘉禄三年(一二二七)四十三歳で定豪の弟子になるまで、定清の事跡は不明である。これはどのように考えればよいのだろうか。

蓋然性が高いのは、弟子入りによる改名である。定清の名は、定豪の「定」と、父親の後藤基清の「清」とからなると思われるが、嘉禄三年以前は定豪関係の記事にも定清の名がみえない。つまり、定清は伝法灌頂の少し前に、定豪のもとに弟子入りして改名したため、それ以前の事跡が分からないのだ。

では、それまで定清はどこで活動していたのか。その検討は困難であるが、あえて踏み込んで考察してみよう。ここで留意すべきは、定清が仁和寺尊寿院を相承していることである。尊寿院は、寛遍大僧正(一一〇〇〜一六六)が開いたもので、乳父である筑後前司源季兼が造立した。図2にあるように、寛遍の嫡弟である定遍大僧正(一一三三〜一八六)がそれを継承し、その付法の能遍少僧都が相承<sup>(67)</sup>。さらに、定遍の舎弟で良遍の付法である真遍法印に伝えられ、その後、厳遍―定清―定親と相承されている。



図2 仁和寺尊寿院の相承と忍辱山流



(注) ①②の数字は『仁和寺諸院家記』にもとづく相承順を示す。

清書本『尊寿院伝記』や『仁和寺諸堂記』によれば、「故大僧正長嚴被<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>修理、真遍為<sub>二</sub>門弟<sub>一</sub>之故歟」とある。<sup>(68)</sup>長嚴は後鳥羽院の側近で、承久の乱の首謀者の一人であるが、真遍が長嚴の弟子であったため、長嚴が尊寿院の修理を行ったという。承久の乱で長嚴の所職が没官されたことからすれば、真遍が尊寿院を保持したのは承久の乱前だろう。史料の闕のため、嚴遍から定清への移行の時期と経緯が分からないが、尊寿院が定遍末流で相伝されてきたことからすれば、定清も定遍の弟子周辺で活動していたと考えられる。承久の乱後、定豪の政治力が大きくなったとはいえ、何の関わりもない尊寿院を定清が手に入れられたとは考えにくい。定遍の弟子筋で活動してきた実績があったが故に、定豪の政治力によって尊寿院を入手できたと考えられる。つまり、定清はもともと仁和寺の定遍一門であったのではないか。<sup>(69)</sup>そして定清が仁和寺に入ることができたのは、京武者として活躍してきた父後藤基清の政治力の賜物だろう。後藤基清は検非違使をつとめるなど、京都とつながりが深かった。定清は基清の後押しで仁和寺に入り、権律師まで昇任できたのだろう。同じように京武者であった熱田大宮司家の藤原範忠も、子の寛伝・任暁を仁和寺に送り込んでい

る。<sup>(70)</sup>

ところが、承久の乱で事情が一変する。後藤基清は京方に与して処刑され、後

鳥羽院の息である仁和寺御室道助の権勢も地に墜ちた。一方、定豪は京都で急速に力を増している。そこで定清は兄の基綱と相談したうえで、定豪のもとに弟子入りし、名を定清と改めて再出發をはかったのであろう。やや推測に過ぎたが、四十三歳で権律師であり、密教僧として相当な修練をつんできた定清について、嘉禄三年以前の事跡が確認できない理由をこのように考えたい。

## 第二節 定清の自立性

つぎに第二の課題に移ろう。鎌倉真言派の冬の時代を定清が支えたことについてである。鎌倉前期の定豪・定親の時代に鎌倉真言派は最盛期を迎えるが、寛元・宝治・建長の政変を機に、<sup>(7)</sup>鎌倉の顕密仏教界は激変する。鶴岡別当定親が追放されて、鎌倉仏教界の中心が東密から寺門に変わったし、さらに幕府は顕密仏教の縮小をはかって禅律の保護に向かっている。鎌倉後期に頼助が登場するまでの冬の時代を、定清が中心となって鎌倉真言派を支えた。定親が失脚・追放される中であって、定清が鎌倉真言派を支えることができた理由は何だろうか。まずは定親と定清の関係を概観したうえで、検討に入りたい。

定豪と定親が師弟関係を結ぶのは嘉禄元年末であり、定豪と定清との関係が確認できるのは嘉禄三年であるので、二人はほぼ同時期に定豪門下になった。ただし、定親が内大臣土御門通親の子という名門の出自であり、また顕密兼修の東大寺僧であったのに対し、定清は御家人の子弟であり、また唯密の仁和寺僧と考えられるので、定豪門下となる前の二人に交流があったとは考えにくい。年齢も定清の方が十七歳ほど年上である。とはいえ、定豪の嫡弟となったのは定親であり、定親が鎌倉真言派および鎌倉仏教界の中心になった。ところが定

親は宝治合戦(一二四七年六月)に連座して、鎌倉を追放された。また、定清の兄の後藤基綱も宮騒動(一二四六年六月)によって評定衆を解任され、九条頼経の上洛に供奉している。<sup>(72)</sup> こういう政治的混乱のなかであって、定清は安泰であった。

そこで、定清が、宝治合戦後に鎌倉真言派の中心となった事情を、(a)定親と定清との関係、(b)実賢と定清、(c)定清と鎌倉の三点から検討したい。

重要なことは、(a)定清が定親の配下でない事実だ。まず、①定親の祈禱活動に定清が伴僧として参仕した事例が存在しない。仁治四年(一二四三)に定親は、後七日御修法の大阿闍梨を勤仕するが、その伴僧一三口に定清の名はみえない。鎌倉でも、定清が定親の配下となって祈禱をおこなった事例が確認できない。また、②定親は仁治二年(一二四一)正月に東大寺別当に補任されるが、その拜堂に扈從したのは定親の舎弟で、嫡弟となる定済である。そして、定済が別当代として活動しており、定清は何ら関与していない。同じ定豪門下であり、また定親が嫡弟になったとはいえ、年上の定清は定親の弟子にも、その配下にもならなかった。

ただし、問題となる史料が一点ある。『根来要書』の次の史料では、定清が定親の奉行として活動しているようだ。<sup>(73)</sup>

『六波羅殿御教書案』

伝法院領紀伊国弘田庄申、守護使寄事於天王寺兵士催促、令乱入由事、加賀僧都奉書(定清)副関東御下知状案、遣之、子細見状、如然兵士催促事、守先例可致其沙汰歟、寄事於左右、乱入之条、事実者甚自由也、早可停止新儀入部之状如件、

嘉禎三年九月十二日

(北条時盛)  
越後守(在御判)

(北条重時)  
駿河守(在御判)

守護代

四天王寺兵士役の催促という名目で、守護使が大伝法院領紀伊国弘田庄に乱入した。それに対し、嘉禎三年(二二三七)九月に、六波羅探題は守護代に催促停止を命じているが、その際、その御教書に「加賀僧都奉書(副関東御下知状案)」を添付している。残念ながら「加賀僧都奉書」は伝存していないが、この「加賀僧都」が定清である。一方、この時期の大伝法院座主は定親であるので、これは定清が座主定親の配下で奉書を発給したことを物語っている。とはいえ、この史料は定清が定親の奉行であったことを意味していない。実はほぼ同時期に、定清にかかわる史料がもう一点ある。高野山文書宝簡集のつぎの文書である。(74)

「(端裏書) 関東御教書(長者僧正御房)」

高野山領備後国大田庄間事、御下知状被<sub>レ</sub>進候、抑大田方地頭康遠等狩獵之間、致<sub>二</sub>狼藉<sub>一</sub>由事、両方相共於<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>鬱申<sub>一</sub>者、早可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>召<sub>二</sub>進<sub>一</sub>両方下手人<sub>一</sub>也、其時可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>御沙汰<sub>一</sub>之由、内々所<sub>レ</sub>候也、恐々謹言、

七月七日

(北条泰時)  
左京権大夫(花押)  
(北条時房)  
修理権大夫(花押)

謹上 (定 清)  
加賀僧都御房

金剛峯寺領備後国大田庄の預所と地頭との間で相論が行われていたが、その関東裁許状が嘉禎三年七月七日に出された。そこで北条泰時らが、裁許状と共に定豪に進めたのが前掲の関東御教書である。定豪は嘉禎二年十

二月に東寺一長者に就任しており、金剛峯寺座主を兼帯していた。そのため、大田庄の裁許状が定豪に進められたのだ。大田庄地頭の三善氏は鎌倉幕府の有力御家人であったが、今や幕府僧が莊園領主方の利害代弁者となった。そして、定豪に届けたこの関東御教書の宛先が「加賀僧都」(定清)である。つまり定清は、定豪の奉者であった。

このことは、東寺一長者に就任するにあたり、定豪が自らの奉行人として定清を京都に同行させたことを意味している。定清の兄の後藤基綱は評定衆の設置(二二五年)以来、一貫して評定衆をつとめていたし、嘉禄二年(二二二六)に高野・吉野紛争を解決し、嘉禎二年には大住庄・薪庄をめぐる興福寺と石清水八幡宮との紛争を収めるなど、その政治手腕は非常に高い。そこで定豪は、一長者としての政治折衝を支える奉行として定清を京都に同行させ、幕府や六波羅探題・守護との交渉にあたらせたのだ。

これを踏まえて、改めて『根来要書』の六波羅御教書のみてみよう。九月十二日時点での大伝法院座主は定親であるので、加賀僧都定清は形式的には定親の奉行ということになる。しかし、大伝法院座主は同年二月一日に定豪が補任され、七月二日に定豪から定親に譲られた。<sup>(75)</sup>幕府に働きかけて関東下知状を獲得し、定清がそれを添付して六波羅探題に奉書を送り、九月十二日に六波羅から守護代宛の命令が出た、という経緯からすれば、定豪が大伝法院座主であった段階から、定清はこの問題に関わっていたと考えるべきだろう。つまり定清は大伝法院座主定豪の配下として、その解決にあたっていたのであり、途中で座主が交代したため、形のうえでは定清が定親の奉者ということになったのだ。実際には定清は定豪の弟子であり、奉行であったが、定親の配下にはならなかった。そして、このことが定親追放後に定清が鎌倉真言派を支えるようになった一因である。

つぎに、(b)実賢と定清との関係に話を移そう。仁治三年(一二二二)に醍醐寺実賢が鎌倉を訪れ、大門寺灌頂堂で定清に金剛王院流の伝法灌頂をさずけた。重受とはいえ、この伝法灌頂は軽いものではない。<sup>(76)</sup>定清は鎌倉での実賢の瀉瓶弟子となっており、このうち定清は金剛王院流を三四名に授法した。また、寛元四年(一二四六)の日蝕祈禱で勳賞を得た実賢は、それを定清に譲り、定清を権少僧都から法印に昇任させている。<sup>(77)</sup>実賢と定清とは相当強固な師弟関係を結んでいた。定親が定豪の嫡弟として忍辱山流を継承したのに対し、定清は実賢の金剛王院流瀉瓶としての立場を鮮明にして、定親から自立しようとしている。しかも定清は寛元元年(一二四三)に宏教から西院流の印可をうけており、<sup>(78)</sup>鎌倉の真言僧としてもっとも幅広く諸流を相承した。こうして定清は、みずからの独自性を確立しようとしている。

重要なのは、宝治合戦の際、実賢が北条時頼の側にたった事実である。すでに拙稿で論じたように、<sup>(79)</sup>①実賢は「関東事出来テ、無為泰村等滅亡、併我験也」と豪語しており、宝治元年(一二四七)六月の三浦氏滅亡を自分の法験とみなしていた。しかも、翌年閏十二月に実賢は東寺一長者に補任されるが、醍醐寺僧が一長者に任じられるのは定海(一〇七四―一一四九)以来、百年ぶりである。一長者の就任が、この法験への報償の意味をもっていたのは明らかだ。

②実賢は九条道家と対立する人々と交流していた。実賢は二条良実の「御祈僧」であり、西園寺実氏の祈禱も行っていたが、他方では九条道家が実賢に不快感を示している。二条良実は道家から義絶されていたし、西園寺実氏も反道家の立場をとっており、宮騒動で道家に代わって関東申次に任じられている。

③実賢は安達景盛(覚智)に密教をさずけた。出家して高野山に隠棲していたとはいえ、景盛のような在俗出

家に密教の「受法」が認められるのは珍しいことだ。『密宗血脈鈔』によれば、出家していた安達景盛が「受法」を望んだところ、菩提院行遍は拒絶したが、実賢はそれを許したので、景盛は実賢を大僧正・東寺一長者にするために奔走したという。<sup>(80)</sup> 実賢が一長者に就任するのは、景盛が亡くなって半年後の宝治二年閏十二月であり、大僧正はさらにその半年後のことであるので、その記事を鵜呑みにはできないが、実賢が安達景盛と近い関係にあったのは事実である。そして、安達景盛は宝治合戦のキーパーソンであった。北条時頼が三浦泰村と宥和しようとしていたのに対し、安達景盛は高野山から鎌倉にかけつけ、さまざまな挑発を繰り返して三浦一族を滅亡に追い込んだ。<sup>(81)</sup>

つまり安達景盛は反三浦氏の急先鋒であるが、それと手を結んでいたのが実賢であり、定清はその実賢の瀉瓶弟子である。一方、定親の妹は三浦泰村に嫁いでおり、それが咎められて定親は鎌倉から追放された。もちろん、宝治合戦における定清の動きは定かでない。とはいえ、定清は安達景盛の信頼のあつい実賢の嫡弟であり、定親とは距離をとっていた。また、兄の後藤基綱は宮騒動で評定衆を罷免されたとはいえ、宝治元年（一二四七）十二月に京都大番役の結番衆二三名の一人に名を連ねているし、建長二年（一二五〇）正月の幕府院飯にも出仕している。幕政の中枢から退けられたとはいえ、基綱は失脚したわけではない。<sup>(82)</sup> こうした経緯で、定清は宝治合戦後、鎌倉真言派の中心となったのである。

そして実際、宝治合戦の前後から、定清は鎌倉で活発な宗教活動を始めている。宝治元年に印教律師に忍辱山流を、また翌年に実暁権律師に金剛王院流の伝法灌頂を授けたが、これから弘安二年（一二七九）の定兼にいたるまで、計五一名に伝法灌頂を授けた。定豪嫡弟の定親が追放されたため、定清は鎌倉の忍辱山流の中軸と

なったし、また実賢の金剛王院流の嫡弟でもあった。定清の重要性がわかるだろう。また、定清は鎌倉での祈禱活動にも携わった。建長四年(一二五二)、建長五年、正嘉元年(一二五七)に祈雨法を勤修しているし、弘長三年(一二六三)正月には月蝕祈禱を行っている<sup>(83)</sup>。定清は法門の面でも、祈禱の面でも、鎌倉真言派の中心となったのである。ちなみに、日蓮は『種種御振舞御書』『報恩抄』で、次のように述べている<sup>(84)</sup>。

同四月十日より阿弥陀堂法印に仰付られて雨の御いのりあり。此法印は東寺第一の智人、をむろ等の御師、弘法大師・慈覚大師・智証大師の真言の秘法を鏡にかけ、天台・華嚴等の諸宗をみな胸にうかべたり。それに随て十日よりの祈雨に、十一日に大雨下りて風ふかず、雨しづかにて一日一夜ふりしかば、守殿御感のあまりに、金三十両、むま<sup>(馬)</sup>、やうやうの御ひきで物ありときこふ。

去文永十一年四月十二日の大風は、阿弥陀堂加賀法印、東寺第一の智者の雨のいのりに吹たりし逆風なり。この時期の『吾妻鏡』が欠けているため、文永十一年(一二七四)の加賀法印定清の祈雨祈禱は確認できないが、日蓮が定清を「東寺第一の智人」「東寺第一の智者」と評していることは、定清が鎌倉真言派の中心であったことを裏付けていよう。

つぎに、(c)定清と鎌倉という場について検討しよう。留意すべきは、定豪の死後、定清の活動が鎌倉に固定された事実だ。定清は寛喜元年(一二二九)に定豪に従って京都新熊野社での伝法灌頂に色衆として参じたし、嘉禎二年(一二三六)十二月に定豪が東寺一長者に就任するために上洛した折には、定清もそれに扈従して、定豪配下の奉行としてさまざまな政治折衝にあたった。しかし、嘉禎四年九月に定豪が亡くなると、これ以後、定清の活動が京都で確認できない。祈禱活動はすべて鎌倉であるし、伝法灌頂も鎌倉であったと思われる。定



清がおこなった伝法灌頂は場所の記載が網羅されているわけではないが、授法場所が記されているものは、すべて鎌倉の大門寺である。このことからすれば、彼の授法はすべて鎌倉で行われたと考えてよい。文永元年（一二六四）に東寺御影供の執事役をつとめているが、これは費用負担だけなので京都に行く必要はない。

定豪・定親をはじめ、トップクラスの幕府僧はこれまで盛んに東西を往還してきた。しかし、定豪が亡くなってから、定清が死没するまでの四〇年余りの間、定清は鎌倉だけで活動している。これは定清が主体的に選択したことともいえるが、より重要なのは幕府の政策転換である。そもそも幕府僧は鎌倉での祈禱が本分であり、彼らが上洛するには幕府の許可が必要である。そして北条時頼の時代になると、幕府は寺門派以外の顕密僧の東西交流に抑制的になった。<sup>(86)</sup>定清が上洛しなかったのは、むしろ幕府の政策転換の影響をうけた、と考えよう。

となれば、新たな問題が二つ浮上する。(1)仁和寺尊寿院を定清が定親に譲ったこと、(2)定清の権僧正補任である。まずは(1)尊寿院の問題から。私は先に、定豪嫡弟の定親に対し、定清が自立的な動きをしていたと述べた。では、その定清が、なぜ定親に仁和寺尊寿院を譲ったのか。清書本『尊寿院伝記』は、次のように記している。<sup>(87)</sup>

故大僧正長嚴被<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>修理<sub>一</sub>、真遍為<sub>二</sub>門弟<sub>一</sub>之故歟、可<sub>レ</sub>尋<sub>レ</sub>之、

或記云、荒廢年久成畢、而今熊野定親之時、造<sub>二</sub>宮<sub>一</sub>之、而定済僧正之時、寢殿并門等渡<sub>二</sub>真光院<sub>一</sub>畢、甘露王院禪助僧正之時、所<sub>レ</sub>殘堂一字、被<sub>レ</sub>渡<sub>二</sub>法金剛院<sub>一</sub>、

①尊寿院を真遍が管領していた時代に、後鳥羽院の側近である長嚴が弟子の真遍のために堂舎を修理したが、

それ以降は荒廃していた。②長らく荒廃・放置されていた尊寿院を定親が造営したが、その嫡弟である定済は寝殿と門などを真光院に移し、禅助も残った堂一字を法金剛院に移建した、という。

つまり定清が尊寿院を管領していた時期は、その堂舎が荒廃していた。定清は鎌倉で活動して上洛することがなかったため、尊寿院は荒廃したまま放置されたのだ。それに対し、定親が寝殿と門・堂を備えた施設として尊寿院を整備しており、実際に定親は尊寿院僧正と呼ばれている。ただし、彼がそう呼ばれるようになるのは、弘長元年（一二六一）十月に東寺一長者となり、龜山天皇の護持僧となった頃であり、弘長三年十二月、法助の伝法灌頂に参任した時も「尊寿院内大臣定親僧正」と記されている。<sup>(88)</sup>定親が定清から尊寿院を譲られたのは、これからさほど遡らない時期と考えられる。

鎌倉から追放された定親は、東大寺と、洛南の新熊野に坊舎をもっていたが、朝廷から重用されるようになると、洛北の拠点が必要としたのであろう。そこで定親は尊寿院の地を定清から譲り受け、寝殿をはじめとする堂舎を造営した。つまり尊寿院を必要としない定清から、その地を必要とする定親に尊寿院が譲られたのであり、この相承は、定清が定親から自立的であったという見方を否定するものではない。

つぎに、(2)権僧正の補任に移ろう。『勘仲記』建治二年（一二七〇）九月十六日条によれば、この日の僧事で僧正二人が補任され、そのうちの一人は「権僧正定清、関東挙申」であったという。この定清は京都での公請実績が皆無である。公請は朝廷からの要請にもとづいて祈禱を行うもので、僧官位の昇進や権門寺院長官職の就任には、公請の実績が必要であった。ところが、鎌倉幕府は建長四年（一二五二）、宗尊親王の病悩平癒に尽力した鶴岡別当隆弁について、幕府の評定で「可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>補<sub>二</sub>僧正<sub>一</sub>」ことを決している。<sup>(89)</sup>任命権は朝廷にあったが、

幕府は隆弁の僧正補任が当然なされるものと考えている。北条時頼の時代から朝廷への発言権が増大したし、親王將軍を迎えた幕府は、將軍祈禱を公請と捉えた。そのため、隆弁の僧正補任を当然のこととして朝廷に求めたのだ。

とはいえ、朝廷では將軍祈禱を公請と認めない立場もあった。たとえば正応五年(一二九二)、鎌倉の頼助(執権北条経時の息)は大僧正を辞する代わりに、親玄を権僧正に吹挙した。これについて、治天の君であった伏見天皇は「曾無<sub>二</sub>公請之勞<sub>一</sub>、其身居<sub>二</sub>住閑東<sub>一</sub>、超<sub>二</sub>數輩之上<sub>一</sub>、昇<sub>二</sub>極官<sub>一</sub>之條、雖<sub>レ</sub>不可<sub>レ</sub>然、近日風儀無力事也」と述べている。閑東に居住して、公請実績のない親玄を僧正に補任するのは不当だが、幕府の要請に従わざるを得ない、と慨嘆している。また、永仁五年(一二九八)に親玄は幕府の吹挙を得て醍醐寺座主の就任をもくろんだが、伏見天皇は「公請之勞効」がないとして親玄の希望を退けた<sup>(90)</sup>。このように伏見天皇は、鎌倉での將軍祈禱を公請と認定しなかった。

つまり、親王將軍の出現によって公請概念が拡張したが、あくまで朝廷主導の祈禱・法会だけを公請とする考えも存していた。とはいえ、僧正は複数を任命できるため、伏見天皇は本意ながらも幕府の吹挙を容認した。しかし、醍醐寺座主のような一人限定のポストについては、「閑東拳」は重く配慮はするものの、朝廷は必ずしもそれに縛られていない。建治二年、京都での公請実績が皆無であった定清が権僧正に補任されたのは、こうした歴史的文脈のなかで理解すべきであろう。

以上、定清について論じてきた。小括しておこう。①嘉祿三年(一二三二)四十三歳で権律師というのが定清の初見史料であるが、これ以前の経歴が不明なのは、定豪の弟子となって改名したためと思われる。②定清は

父の後藤基清の力で仁和寺の僧となったが、承久の乱での父の処刑と仁和寺御室の権威失墜をみて、幕府僧定豪の弟子となった。③兄の後藤基綱が有能な評定衆であったこともあり、定清は定豪の奉行として、さまざまな政治的折衝にあたった。しかし、定豪が亡くなると定清は活動の舞台を鎌倉に固定し、祈禱や授法に活躍した。④定清は定親とは距離をとり、醍醐寺実賢の嫡弟として活動した。実賢は安達景盛の盟友でもあったため、宝治合戦で定親が追放された後、定清は鎌倉真言派の中軸となって金剛王院流・忍辱山流の授法を行った。

#### 第四章 鶴岡八幡宮供僧定憲について

本章では、鶴岡八幡宮供僧の定憲を取り上げるが、密接な関わりがあるため、その前に定舜の事跡を確認しておきたい。

定舜律師(生没年不詳)は村上源氏の出身で、保元の乱で流罪となった左中将源成雅の曾孫であり、讃岐守信定の子である。公名は侍従・按察。定豪から鶴岡八幡宮の供僧職(永嚴坊)を譲られた。『鶴岡八幡宮寺諸職次第』の記事は文章が乱れているが、定豪が勝長寿院別当に補任される見込みとなったため、建久十年(一一九〇)二月十三日に定豪から供僧職を譲られ、同月二十九日に補任された、と理解してよからう。同供僧職は元仁二年(一一三五)正月に定憲に譲ることになり、安貞三年(一一二九)二月に定憲が補任されている。

供僧職を譲るまで、定舜の事跡は不明である。これは鎌倉で供僧としての職務に従事していたため、と考えられよう。供僧を譲与してからは、定豪に扈從して京都で活動している。嘉祿三年(一一二七)定豪から定親へ

の伝法灌頂に色衆として出仕したのをはじめ、定雅・道快への伝法灌頂でも色衆に参じた。また安貞二年・寛喜四年(二二三二)の後七日御修法では定豪の伴僧として参勤しており、寛喜元年(二二五九)十二月に、定豪から京都の新熊野坊で伝法灌頂をうけた。現在、判明している定舜の宗教活動はすべて京都でのものである。鶴岡供僧を退いてからの所職は不明である。『檜葉和歌集』に「定舜法師」の和歌が採録されているが、嘉禎三年(二二三七)という成立年代からして、この定舜と考えてよいだろう。<sup>(91)</sup>

つぎに本題の定憲に移ろう。定憲権少僧都(二一九〇〜二二五九)は出自が不明。公名は越後である。貞応三年(二二二四)東寺講堂での安居の執事役を勤めたのが、史料上の初見である。<sup>(92)</sup> 執事役は安居供養法の費用を負担するもので、東寺定額僧に巡役として課されていた。もともと定額僧には安居と御影供の二つの執事役が課されていたが、あまりに負担が重いため、嘉禎二年(二二三二)より、東寺灌頂院の御影供執事役は門徒僧綱の巡役に変えられた。さらに弘安八年(二二八五)には東寺の安居執事役をつとめた者を僧綱に任ずることが定められている。<sup>(93)</sup> このように定憲は、もともと東寺定額僧であった。

定憲が定豪の弟子となったのが、執事役勤仕の前か、後かは不明である。ただ、①執事役を勤仕した翌年正月に定憲が鶴岡供僧職を譲られている。②承久の乱後、定豪は鶴岡八幡宮別当職を譲って、京都での活動を本格化させようとしていた。③定憲は安居執事役を勤めた三十五歳までの事跡が不明であるが、それは定豪の弟子となって改名したためと考えられる。以上から、東寺定額僧であった定憲は定豪と師弟関係をむすんで改名し、定豪のバックアップで執事役を勤仕した、と考えておきたい。

そして定憲は、定舜から鶴岡供僧(永厳坊)の譲りを得た。この譲りは定豪が主導したと考えるべきだろう。

第一に、定舜が定憲と個人的に知り合っていた可能性はまずない。建久十年(一一九九)に鶴岡供僧に任じられた定舜は、鎌倉を離れることができなかったはずであり、東寺定額僧定憲と知り合うことは困難である。第二に定舜は、鶴岡供僧を譲った後も活動を続けており、この譲りは定舜の体調不良による譲与ではない。

第三に、定豪は弟子に譲った所職を悔返すのをためらわなかった。定親が弟子入りすると、定豪は、定雅の別当職を悔返して定親を鶴岡別当に据えた。また、『明月記』天福二年九月六日条によれば、「安祥寺法印逐電、在<sub>二</sub>伊豆国<sub>一</sub>、定豪僧正付属变改之由愁歎云々」とあり、定豪が付属の約束を違えたのに抗議して良瑜法印が逐電している。このように定豪は、新たな人材を迎えた時に、弟子の所職を躊躇なく奪った。今回の事例では、悔返しの文言こそ見えないが、その実態は悔返そのものである。

供僧職の譲りを約された時点から、定憲は定豪の側近として活動を始めた。嘉祿二年(一二三二)、安貞二年(一二三三)の後七日御修法では大阿闍梨定豪の伴僧をつとめ、定豪が仁和寺華藏院で定親・定雅・道快に伝法灌頂を行った際も色衆に参じた。文暦二年(一二三五)六月の五大堂(明王院)供養では、導師となった定豪のもと、職衆として参勤している<sup>(94)</sup>。

重要なことは、鶴岡八幡宮供僧となったにもかかわらず、定憲の活動が供僧としての立場をはみ出していた事実である。鶴岡供僧は他の供僧と協力しながら祈禱を行うことが職分であるが、定憲の場合、京都での活動が非常に盛んだ。寛喜元年(一二三九)には京都の新熊野社で定豪から定舜への伝法灌頂に参じたし、寛喜四年には定豪の後七日御修法の伴僧を勤仕した。さらに嘉禎二年(一二三六)十二月には東寺の小灌頂阿闍梨を勤仕して已灌頂の位を獲得し、翌年十月には定豪に従って、東寺の仏舍利勘計に出席している<sup>(95)</sup>。

東寺の仏舍利は秘宝中の秘宝とされたもので、勅封となっていた。二つの壺に収められた仏舍利の数を数えるのが仏舍利勘計である。東寺一長者となった定豪は、勅使立ち会いのもとで仏舍利を数え、甲壺四七二粒、乙壺二四八九粒であることを確認した。その上で仏舍利の奉請むすぶを行い、九条大殿(道家・近衛大殿(家実)・摂政(近衛兼経)・月輪前左大臣(九条良平)がそれぞれ五粒を奉請した。また將軍(九条頼経)が三粒を奉請したが、一長者定豪は一五粒といいながら、実際には四〇粒近くを手に入れた。そして、定豪の側近である能親法印が三粒、宗禅僧都と定憲が一粒を奉請している。後に室町幕府は国ごとに利生塔を造立するが、この利生塔にはそれぞれ東寺の仏舍利が二粒奉納された。これほど貴重とされた秘宝を定憲は、定豪に扈從することで行っている。

幕府僧が京都で活動するには、將軍や得宗の許可が必要であるが、鶴岡八幡宮供僧であった定憲が直接許可をもらったとは考えにくい。とすれば、上洛許可は定豪が得たと考えるべきだろう。嘉禎二年十二月、定豪が東寺一長者に就任するというところで、將軍頼経や執権泰時らが定豪に饒別を贈っている。そして嘉禎四年九月に死去するまで、定豪は京都で旺盛な活動を続けるが、それを脇で支えた側近が定憲であった。定清は政治交渉で定豪を支え、定憲は宗教面で定豪を補佐した。嘉禎四年四月に東寺三長者巖海が拜堂を行ったときに定憲が導師をつとめているが、これまた定豪の指示と考えるべきだろう。巖海は随心院流の幕府僧として、鎌倉で重要な役割を果たすべき人材である。それだけに、その拜堂の導師を定豪が命じたのだろう。

私は先に、定舜から定憲への鶴岡供僧職の譲りが定豪の指示によるものと推測したが、それをさらに裏づけるのが、これら定憲の事跡である。元仁二年に鶴岡供僧職を譲られることになって以降、定豪が死没するまで、

定憲の活動は京都でも、鎌倉でも、すべて定豪が関わっている。ところが、嘉禎四年九月に定豪が亡くなると、それ以降、定憲は京都で活動していない。定憲は鶴岡八幡宮供僧としての役職よりも、定豪の補佐役を優先してきたが、定豪の死によってその役割から解放され、鶴岡供僧の職務に専念するようになった。定葬から定憲への供僧職の譲りが定豪の指示であったこと、また、定憲の上洛許可を得たのが定豪であったことが、定憲の活動実態からも裏づけることができる。

なお、東大寺別当定親は、正嘉元年(一二五七)に行った月蝕祈禱の勸賞を定憲に譲り、彼を権少僧都に昇任させている。<sup>(98)</sup>定親は定豪の嫡弟というものの、宝治元年(一二四七)に鎌倉を追放されて以降、幕府と関わりをもっていない。その定親が追放から一〇年後に、幕府僧定憲に勸賞を譲っている。定豪に仕えていた時の定憲は、鶴岡供僧職を譲られたとはいえ、僧官位の昇任はなかった。それだけに定親は、定豪を支えた定憲に對し、定豪の嫡弟として謝意を示したと考えるべきだろう。

次に、定憲の受法に話を移そう。『血脈類集記』は定憲について「勸、十七代、光宝法師付法」<sup>(99)</sup>「鳥羽法印光宝灌頂資」とし、『伝燈広録』光宝伝も定憲を「正付法」と記している。<sup>(99)</sup>つまり定憲は勸修寺流光宝の嫡弟であった。光宝は勸修寺成宝の灌頂の資で、醍醐寺成賢からも重受したが、成宝・成賢のいずれとも不和となったため、定豪の弟子となって鎌倉で再起をはかった。そして光宝は一時期、鎌倉真言派のナンバー2として定豪を支えた。ところで『血脈類集記』は、年月日を記さないものの、光宝が定憲に「新熊野」で伝法灌頂を授けたとする。<sup>(100)</sup>定豪は承久の乱後から死没するまで新熊野社検校であったので、「新熊野」での灌頂とは、それが新熊野の定豪の住坊で行われたことを示している。この伝法灌頂は定豪の了解を得たものであり、定豪が主



導した可能性すらある。

一方、『鶴岡八幡宮寺諸職次第』は定憲を「定豪僧正入室灌頂」とする。この記事ほどの程度、信頼できるのだろうか。まず、「入室」であるが、定憲はもともと東寺の定額僧であった。しかも、承久の乱までの定豪は京都で力をもっていなかったため、定憲が幼少から定豪のもとに入室したとは考えられない。ここで留意すべきは、「入室」の語義である。たとえば定親は、東大寺東南院を相承するはずであったが、相続争いに敗れたため二十四歳で定豪に弟子入りした。その定親を、『鶴岡八幡宮寺社務職次第』は定豪の「入室灌頂弟子」としている。また二条良実の息・道玄は、付弟となる約束で五歳で梶井門跡尊覚のもとに入室したが、その約束が反古となったため青蓮院最守に入室した。さらに最守が亡くなると青蓮院尊助に二十二歳で入室し、尊助から青蓮院門跡を譲ることが約されている。また、尊円と慈道は延暦寺の青蓮院門跡を争っていたが、和解となったとき、尊円は「入<sup>三</sup>青蓮院<sup>二</sup>一品親王室<sup>一</sup>」のように、慈道に対し入室の礼をとった。そして、その直後に慈道から門跡を譲られている。<sup>(四)</sup>つまり「入室」は、弟子となること一般を指した広い意味で使われることも多く、定憲の「入室」も、その程度の意味と捉えるべきだろう。

では、「灌頂」はどうか。定憲が定豪の側近中の側近であったことからすれば、定豪から伝法灌頂を受けることは自然なことだ。とはいえ、私は定憲が定豪から伝法灌頂をうけていないと考えられる。そう判断した第一の理由は、『鶴岡八幡宮寺諸職次第』の灌頂記事の不正確さである。『血脈類集記』は定豪の灌頂資として定親・定清・定舜ら一四名をあげるが、そこに定憲の名はみえない。そこで、『鶴岡八幡宮寺諸職次第』にみえる鎌倉期鶴岡二十五供僧の「灌頂」記事と他史料とを比較検討してみた。寺門派の場合、『諸職次第』で「灌頂」

と記載された者は三〇名いるが、「園城寺伝法血脈」では三〇名のうち六名の伝法灌頂が確認できず、さらに三名が誤記・誤認である。「園城寺伝法血脈」は寺門派の伝法灌頂の実態を示す根本史料であるが、『諸職次第』との一致率は七〇%であった。東密の場合、『鶴岡八幡宮寺諸職次第』で灌頂の師を記載された者が一二名いるが、『血脈類集記』等でその伝法灌頂を確認できるのは四名だけで(一致率は三三%)、七名は確認できない<sup>(102)</sup>。定憲も確認できない一人である。『鶴岡八幡宮寺諸職次第』は貴重な史料であるが、その信頼性はさほど高いとは言えない。

第二の理由は、定憲が光宝の嫡弟となった事実である。光宝は京都時代に一人、そして幕府僧八名に伝法灌頂をおこなったが、光宝から灌頂をうけた者のうち、のちに伝法灌頂阿闍梨となって授法したのは定憲と守海の二人だけだ。このうち守海は成賢から伝法灌頂をうけたほか、光宝・憲深から重受しており、後に鎌倉の三寶院流の中心となった。一方、光宝の法流は定憲によって継承されている。そのことからすれば、『鶴岡八幡宮寺諸職次第』は定憲を「光宝法印灌頂弟子」と記すべきであった。そして、定豪はむしろ、みずからの伝法灌頂を控えることで、定憲を勧修寺流の嫡弟にするよう、光宝に提案したのではないか。側近中の側近であったればこそ、みずからの関与を控えることで定憲の未来を切り開いたのである。以上から、本稿では『血脈類集記』に従い、定豪から定憲への伝法灌頂はなかったと考えたい<sup>(103)</sup>。そして、勧修寺流の嫡弟との位置づけが、嘉禎二年(一二三六)小灌頂阿闍梨への登用につながったのだ。

さて、定豪が亡くなると、定憲は京都での活動を停止し、鶴岡八幡宮供僧として活動するようになる。定豪のあとを継いだ定親は京都で活動することも多かったが、定憲を同道していない。定清と同様に定憲も、定豪

の死を契機に活動の舞台を鎌倉に固定した。そして定憲は、正嘉二年（一二五八）の勝長寿院供養に職衆として  
参じ、弘長元年（一二六二）には鶴岡の大仁王会にも請定された。また、寛元元年（一二四三）醍醐寺の憲深が明王  
院北斗堂で守海に伝法灌頂を授けた際に色衆として参じ、建長五年（一二五三）、定清から祐豪への伝法灌  
頂でも色衆をつとめている。そして、同年より定憲は祐親・定実・寛宝・定義に対し、勤修寺流の伝法灌頂を  
授けた。<sup>(104)</sup>

以上、述べてきたように、定憲は鶴岡供僧としての職務よりも定豪を支えることを優先したが、定豪が亡く  
なると、本来の鶴岡八幡宮供僧として活動するようになり、光宝の勤修寺流の嫡流として付法を行っている。  
文永元年（一二六四）に定憲が亡くなると、弟子の間で供僧職の相統争いがおきた。鶴岡別当隆弁はそれを咎め  
て永厳坊を闕所とし、そこに自分の弟子を送り込んだ。<sup>(105)</sup>隆弁の専制性を示すエピソードである。

### むすびにかえて

最後に、定豪門下のうち、定証・良全・定季の三名にふれて、本稿を終えたい。

まず、定証権少僧都（一一八七―一二六八）は、藤姓足利氏の出身で、足利俊綱の孫であり、泰綱の子である。  
公名は信濃。定豪の灌頂の弟子であり、宏教・実円から西院・安祥寺流を受法した。<sup>(106)</sup>「真言稽古仁」「德行名譽  
之仁」と讃えられた碩学であり、「護摩私記」「光明真言大事」など多くの書写本を残している。藤姓足利氏は  
藤原秀郷流の武士団で、上野国では小山氏と覇権を争うほど力をもっていた。しかし寿永二年（一一八三）、俊

綱・忠綱親子が志田義広とともに源頼朝に対して反乱を起こし、敗れて藤姓足利氏の本流が没落した。そして、佐野・阿曾沼・大胡などの庶流が鎌倉幕府に仕えている。父泰綱の動向については不明であるが、上野国淵名庄を領有して淵名氏を名乗ったとも言われている。

貞応二年(一二三三)に実円法橋から重受したのが、定証の初見である。師の実円は、法琳寺別当・安祥寺座主であった実嚴の弟子である。ただし、安祥寺流は実嚴―頼真―成嚴と伝法されており、実円は兄弟子の頼真からも受法している。つまり実円は、安祥寺流の嫡流からはずれた存在であった。実円が定豪の色衆を勤めたこともあり、そのつながりから、定証は定豪に師事するようになって伝法灌頂をうけている。また、寛元四年(一二四六)には、鎌倉の松室房で宏教から西院流を受法した。これが定証の鎌倉滞在を示す初見史料であるが、これ以後は鎌倉に居続けたと思われる。宝治元年(一二四七)に、大門寺定清の伝法灌頂色衆に参じたのをはじめとして、文永七年(一二七〇)三月にいたるまで、定清・宏教・能禅・良瑜らの色衆を勤めた。そして、宝治二年に鶴岡八幡宮供僧(真智坊)に補任された。この真智坊は鶴岡別当隆弁の進止となっていたが、隆弁はそこに東密の定証を任じた。知法の僧としての定証の声望の高さをうかがうことができる。この供僧職は建長七年(一二五五)に寺門の尊弁に譲ったが、その後、定証は鶴岡の北谷に住んだという。弘長三年(一二六三)から翌年にかけて、願行上人憲静・道品房朝瑜に伝法灌頂を授け、元瑜に安祥寺流の印可を与えている。聖教の書写や伝法の記事が多いが、残念ながら定証の祈禱関係の記事を確認することができなかった。

つぎに、良全法印権大僧都(一一九四―一二五九)は関白近衛基実の孫であり、粟田口大納言忠良と左大臣徳大寺実定女との間の子である。<sup>(108)</sup>公名は大納言・内大臣。父の死後、兄である内大臣家良の猶子になったのだろう。

鎌倉五大堂(明王院)供養に参じ、「鎌倉五大堂西谷草庵」で聖教の書写を行っていることから、明王院供僧であつたと考えられる。

もともとは仁和寺の僧である。仁和寺御室道法の申請で元久三年(一二〇六)十三歳で阿闍梨に任じられ、建暦三年(一二二三)に法眼に叙されるが、御室が道助に変わると、疎まれたのか、一〇年以上にわたつて活動歴が確認できない。そして、嘉禄三年(一二二七)定豪が仁和寺華藏院で定親に伝法灌頂を受けた際に、「色衆(法眼)良全」として登場する。

当時、定豪は幕府僧のトップとして、院権力の代理人たる仁和寺御室と角逐を繰り広げていた。また、京都から優秀な僧侶を招いて鎌倉仏教界の充実をはかっていた。それだけに、仁和寺で展望の開けない良全は、定豪にしたがつて鎌倉に下向したのだろう。そして文暦二年(一二三五)に五大堂(明王院)が造立されると、同供僧となつた。嘉禎三年(一二三七)には定豪の勳賞の譲りによつて四半世紀ぶりに法眼から権少僧都に転じ、さらに翌年に権大僧都に任じられた。また、鳥羽法印光宝より鶴岡八幡宮の若宮坊で伝法灌頂をうけている。『血脉類集記』は灌頂が行われた年月を明記していないが、嘉禎四年八月に良全が光宝から如法愛染王法の別本を伝授されていることから、伝法灌頂はこのころと考えてよからう。仁治三年(一二四二)に醍醐寺実賢が鎌倉にやつてくると重受し、翌年にかけて「三宝山伝法灌頂私記」「初夜作法」など、実賢から貸与された書物を盛んに書写している。寛元二年(一二四四)五月に法印に叙され、六月には炎旱のための十壇水天供を良信・定親らと勤仕した。その後、事跡が途絶えるが、正元元年(一二五九)十二月、死没の直前に中納言法印能海に三宝山流の印可を授けるとともに、明王院供僧職を譲つた。父の忠良は歌人として著名なこともあり、良全も鎌倉

で編纂された『東撰和歌六帖』に一首収められている。

つぎに、定季大僧都(二一八六?)は猫間中納言藤原清隆の孫であり、越後守・宮内大輔を歴任した藤原頼季の最晩年の子である。名を「定秀」とする史料もあるが、「定季」が正しい。公名は父の官職から輔。建永二年(二二〇七)後鳥羽院が造営した最勝四天王院の供養に讃衆として請定されたのが初見である。建保元年(二二二三)に定豪の伝法灌頂に非職の讃衆として出仕し、貞応二年(二二三三)にも定豪の伝法灌頂で讃衆として参勤している。翌年、三十九歳で、定豪から仁和寺南院で色衆一六口で伝法灌頂をうけた。律師への補任もこのころなので、官位昇進はかなり遅い。嘉祿二年(二二二六)に吉野・高野紛争がおきると、「定豪僧正弟子」である定季が「関東使」として「関東状」を、関白近衛家実と東寺一長者道尊に届けている<sup>(10)</sup>。

この紛争は、金剛峯寺が高野山御手印縁起を根拠として寺領拡張をはかったことに原因があり、永治元年(二一四一)より金剛峯寺は十津川をめぐって吉野金峯山と争っている。そうした対立関係のなかで、嘉祿元年正月に吉野の蔵王堂が焼失した。金峯山はこれを高野山僧徒の仕業と主張して神輿を動座し、朝廷による蔵王堂の再建を求めた。それに対し朝廷は事情を問いたすため、双方の参洛を命じた。しかし、吉野は一七回の召しを無視してそれに応じず、高野山は張本の召喚に反発して、堂塔三百余宇を閉じ三千七百余の衆徒が離山する騒ぎとなった。こうした中で定季が東使として京都に派遣されたのだ。やがて評定衆の後藤基綱が京都に派遣され、高野山衆徒による焼亡が事実無根と認定されて事件は終息する。ともあれ、幕府の使いとして僧侶が派遣されたことが、たいへん珍しい。前年末に定豪が東寺三長者に補任され、嘉祿二年の後七日御修法をつとめるなど、東密における定豪の地位があがったこと、また鎌倉における定豪の政治的発言力が大きくなったこ

とが、定季の派遣の背景にあつたらう。

こののちも定季は、定豪による定親・定清・定雅・道快への伝法灌頂に参仕し、少僧都に昇任した。さらに寛喜四年(二二三三)の後七日御修法では定豪の伴僧として、増益護摩を勤めている。天福二年(二二三四)七月、將軍九条頼経室であつた竹御所の御産では、定豪や光宝が主導する五壇法で脇壇(大威徳法、軍荼利法)をつとめたが、竹御所はあえなく産死した。定豪はその責任をとつて、東大寺別当と東寺二長者を辞した。これを機に定季は鎌倉を去り、嘉禎三年(二二三七)十二月の東寺結縁灌頂で、行遍大阿闍梨の筆頭伴僧をつとめている<sup>(11)</sup>。

以上、定豪とその主な弟子八名の事跡を検討した。特に、①伝法灌頂をうけた最初の幕府僧が定豪であつたこと、②定清と定憲が政治面・宗教面を分掌しながら、定豪の手足となつて動いていたこと、③宝治合戦で定親が追放された後、実賢の嫡弟である定清が、鎌倉真言派の中心となつて祈禱・付法に活躍したこと、を明らかにできたことは、私にとって大きな収穫であつた。定豪とその一門は、鎌倉真言派の中核をなすだけに、その実態解明は研究の意義が大きいはずだ。今後も幕府僧の事跡を解明することによつて、鎌倉仏教界および鎌倉幕府についての知見を豊かなものにしてゆきたい。

注

- (1) 鎌倉幕府と主従関係をむすんだ僧侶を、特に「幕府僧」と呼ぶことにした(拙稿「鎌倉山門派の成立と展開」へ『大阪大学大学院文学研究科紀要』四〇巻、二〇〇〇年、四三頁)。鎌倉幕府は武士と僧侶については、幕府の許可のない自由昇進を禁じており、このことは彼らが幕府による主従制編成の主対象であつたことを物語っている。それだけに、御家人に相当する概念が僧侶にも必要と考え、それを「幕府僧」と命名した。

- (2) 上田紱代「鎌倉止任僧定家について」(『学習院史学』三三三号、一九九五年)、湯山学「定家とその門流」(同「鶴岡八幡宮の中世的世界」自費出版、一九九五年)、榎田良洪『真言密教成立過程の研究』第二編第六章(山喜房佛書林、一九六四年)、海老名尚「鎌倉の寺院社会における僧位僧官」(福田豊彦編『中世の社会と武力』吉川弘文館、一九九四年)、同「定家―鎌倉幕府の政僧―」(平雅行編『公武権力の変容と仏教界』清文堂、二〇一四年)、拙稿「定家と鎌倉幕府」(大阪大学文学部日本史研究室編『古代中世の社会と国家』清文堂、一九九八年)。なお定家の和歌が『櫛葉和歌集』に二首(二八三、八六五)、『万代和歌集』に一首(二二五八)採用されている。
- (3) 『血脈類集記』(『真言宗全書』第三九卷一四二頁・一八二頁)、『僧綱補任』(『大日本仏教全書』第一一―一巻一〇二頁)、『尊卑分脈』第三篇四七四頁、『仁和寺諸院家記』(『群書類従』第四輯七二八頁)、『鶴岡八幡宮寺供僧次第』(『統群書類従』第四輯下、八八〇頁)
- (4) 忠快については、『伝法灌頂日記』(『統群書類従』第二六輯上、二九一頁)、『吾妻鏡』建久六年六月二十五日条。円曉・行慈・長曉・尊曉は「園城寺伝法血脈」(東京大学史料編纂所写真版)五三行曉。栄西は『千光祖师年譜』(『大日本史料』第四編一三、七三四頁)、『吾妻鏡』正治元年九月二十六日条。恵契は『吾妻鏡』建久四年三月十三日条、『門葉記』門主行状一(慈円)(『大正新脩大藏經』図像部 第一二卷二四〇頁)を参照されたい。
- (5) 横山和弘「鎌倉幕府成立期の頼朝と護持僧性我」(『鎌倉遺文研究』一三号、二〇〇四年)、拙稿「鎌倉真言派の成立―文覚・性我・走湯山―」(『京都学園大学 人間文化研究』四〇号、二〇一八年)
- (6) 仁和寺本「真言伝法灌頂師資相承血脈」(『名古屋大学比較人文学研究年報 仁和寺資料』第四集、四九頁)
- (7) 『東寺長者補任』(『統々群書類従』第二、五六三頁)、『尊卑分脈』第三篇四七四頁、『血脈類集記』(『真言宗全書』第三九卷一四六頁)、仁和寺本『真言伝法灌頂師資相承血脈』(『名古屋大学比較人文学研究年報 仁和寺資料』第四集、四七頁)。なお、俊証については、拙稿「源頼朝と京都の真言高僧―俊証・覚成・勝賢―」(『京都学園大学 人間文化研究』四一号、二〇一八年)を参照。
- (8) 『東寺長者補任』(『統々群書類従』第二、五八八頁)



- (9) 『吾妻鏡』 建久四年三月十三日条
- (10) 『吾妻鏡』 建久五年閏八月二日条・八日条、建久六年二月十一日条、正治元年六月三十日条、正治二年二月二十六日条
- (11) 『吾妻鏡』 建暦元年十二月二十八日条、建保元年四月二十八日条、承久三年五月二十日条・二十七日条
- (12) 『血脈類集記』(『真言宗全書』第三九卷一八二頁)
- (13) 隆豪については、『尊卑分脈』第一篇三三四頁、『血脈類集記』(『真言宗全書』第三九卷一八二頁)、冷泉家時雨亭叢書『明月記』元久二年正月一日条、十一月八日条、嘉禄二年二月七日条、「嘉禄元年大仁王会記」(『大日本史料』第五編二、八八〇頁)、『仁和寺日次記』(『統群書類従』第二九輯下、三三九頁)、『僧綱補任』(『大日本仏教全書』第一一―一巻八七頁)などを参照。
- (14) 『吾妻鏡』 建久十年六月二日条
- (15) 遠藤巖「平泉惣別当譜考」(『国史談話会雑誌』一七号、一九七四年)、『平泉町史 総説・論説編』(平泉町、一九八八年、一四五頁)、菅野文夫「鎌倉時代中尊寺略史の試み」(『岩手大学文化論叢』九輯、二〇一七年)、同「鎌倉時代の中尊寺」(菅野成寛編『平泉の仏教史』吉川弘文館、二〇二〇年)、拙稿「平泉惣別当に関する基礎的考察」(『京大先端科学大学 人間文化研究』四三号、二〇一九年)
- (16) 『吾妻鏡』 承久二年正月二十一日条
- (17) 『東寺長者補任』(『統々群書類従』第二、五八八頁)
- (18) 海老名尚「鎌倉の寺院社会における僧位僧官」(『中世の社会と武力』)
- (19) 隆暁については、『尊卑分脈』第三篇四九四頁、『仁和寺諸院家記』(『群書類従』第四輯六九四頁)、『血脈類集記』(『真言宗全書』第三九卷一二二頁・一三六頁・一四四頁)、『玉葉』 承安二年六月二十六日条、『孔雀経御修法記』(『統群書類従』第二五輯下、三六一頁)、『東寺長者補任』(『統々群書類従』第二、五五三頁・五六六頁・五六七頁)、『究竟僧綱任』(横内裕人『日本中世の仏教と東アジヤ』塙書房、二〇〇八年、一六五頁)、『僧綱補任』(『大日本仏

教全書』第一一―卷八九頁)を参照。また、隆暁が住んでいた弥勒寺は「仁和寺ノ東ノ辺ニ有ル弥勒寺ト云寺」(『今昔物語集』卷二四―六(日本古典文学全集『今昔物語集』三、二五四頁)と)のことである。大和典子「鎌倉法印貞暁」(『政治経済史学』四四四号、二〇〇三年)は、隆暁の弟子の貞暁(源頼朝息)について丹念な考察を尽くしている。

なお、『方丈記』によれば、養和の大飢饉の際、「仁和寺に慈尊院の大藏卿隆暁法印といふ人」が、聖たちとともに餓死者の額に阿字を書いて結縁させたところ、その数が「四万二千三百余り」にも及んだという(梁瀬一雄『方丈記全注釈』(角川書店、一九七一年、一二五頁)。写本によって「慈尊院の大藏卿」の記載がないものもあるが、この情報は貴重である。なぜなら、隆暁は仁和寺勝宝院の僧侶で公名は宰相であり、『方丈記』の記事とは院家と公名が齟齬するからだ。ところが、『先徳略名口決』(『続群書類従』第二八輯下、三七九頁)によれば「尊藏(慈尊院、大藏卿隆暁、覚成僧正弟子)」とあり、仁和寺慈尊院に大藏卿隆暁なる人物がいたという。この隆暁法印権大僧都(一一四五―一二〇五)は、権右中弁藤原光房の子で、関東申次吉田経房の弟である。『山槐記』中山忠親の猶子となり、その兄・覚成の灌頂の弟子となつて、元久二年(一二〇五)に東寺二長者にまで昇つた。院家と公名が一致することから、『方丈記』「慈尊院の大藏卿隆暁法印」の「隆暁法印」は「隆暁法印」の誤記の可能性が高い。建久三年六月に貞暁が隆暁法印のもとに入室した際、隆暁への贈り物を「参河律師隆暁」が受け取っているが、この「参河律師隆暁」も大藏卿隆暁と同一人物と考えられる。隆暁と隆暁とのこうしたつながりが、誤記の一因であろう。ちなみに、養和段階の僧位僧官は隆暁が法眼であり、隆暁は阿闍梨であるので、『方丈記』はその極官を記したことになる。隆暁については、『尊卑分脈』第二篇七〇頁、『山槐記』治承三年二月二十四日条、『血脉類集記』(『真言宗全書』第三九卷一六四頁)、『東寺長者補任』(『続々群書類従』第二、五七〇頁)、『養和二年後七日御修法記』(『続群書類従』第二五輯下、一四三頁)、『吾妻鏡』建久三年六月二十八日条を参照。

(20) 『吾妻鏡』文治二年二月二十六日条、建久二年正月二十三日条、建久三年四月十一日条、五月十九日条、六月十六日条、十二月十日条、『仁和寺諸院家記』(『群書類従』第四輯六九四頁)

(21) 隆暁が修法阿闍梨をつとめた記録が確認できないため、定家に譲つた「御祈賞」が、いつのものなのかを特定する

ことができない。

- (22) 俊証については、『東寺長者補任』（『続々群書類従』第二、五六三頁・五八八頁）、『尊卑分脈』第三篇四七四頁、『血脈類集記』（『真言宗全書』第三九卷一四六頁）、『仁和寺諸院家記』（『群書類従』第四輯七〇三頁）、拙稿「源朝と京都の真言高僧」（『京都学園大学 人間文化研究』四一号）を参照。
- (23) 『玉葉』 文治六年正月三日条
- (24) 『三長記』 建永元年五月二十九日条
- (25) 教雅と定雅の二つの名の関係は判断が難しい。『鶴岡八幡宮寺社務職次第』（『群書類従』第四輯四八〇頁）は「定雅、本名教雅」とし、『吾妻鏡』 承久三年九月二十九日条は「大藏卿僧都定雅（改「教雅」）」とするが、『尊卑分脈』第二編一九頁は「教雅（本名定一）」とし、『仁和寺諸院家記』（『群書類従』第四輯七二九頁）も「教雅法印（号「大藏卿法印、本名定雅」）」となっており、判断がむずかしい。ただ晩年の活動については教雅と記された史料が多い。そこで、もともと教雅と名乗っていたが、定豪への入室で定雅と改め、定豪の嫡弟でなくなったことから、やがて再び教雅と名乗ったと考えておく。なお、本注および以下の注で触れなかった定雅の主な史料としては、鶴岡叢書『鶴岡八幡宮寺諸職次第』四頁・九頁・六九頁・九一頁を参照。
- (26) 鶴岡叢書『鶴岡社務記録』五頁・六頁、『鶴岡八幡宮寺供僧次第』（『続群書類従』第四輯下、八三七頁）、貞永元年八月二十一日定豪御教書（鎌倉遺文）四三六三三号）
- (27) 『民経記』 文永四年九月二十四日条
- (28) 『仁和寺諸院家記』によれば、定豪は貞応二年三月十七日に権僧正に補されている（『群書類従』第四輯七二八頁）。
- (29) 『吾妻鏡』 嘉祿三年四月二十九日条の北斗護摩の勤仕が定雅であることから、『同』 嘉祿三年十一月十五日条の「馬頭護摩 若宮別当」、安貞二年十月三十日条の「愛染王（若宮別当）」、『同』 寛喜元年五月十五日条の「愛染王（若宮別当）」はいずれも定雅と判断した。また、『吾妻鏡』 貞応二年七月二十五日条は、鶴岡八幡宮回廊で行われた北条義時御願の一日百部法華経書写供養の導師を「当宮別当」とするが、『鶴岡八幡宮寺社務職次第』が定雅の項でこの記事

を取り上げていることから、『群書類従』第四輯四八〇頁)、これも定雅と推測した。

(30) 『血脈類集記』(『真言宗全書』第三九卷一八二頁)

(31) 鶴岡叢書『鶴岡社務記録』六頁

(32) 『吾妻鏡』嘉祿三年四月二十九日条、十一月十五日条、安貞二年十月三十日条、寛喜元年五月十五日条、七月八日条、『血脈類集記』(『真言宗全書』第三九卷一八四頁)。一方、東南院院主となった道快は、定親を牽制するため安貞二年十二月に定豪から伝法灌頂をうけた。右大臣近衛道経の子・道快は定親よりもはるかに貴種であったため、定豪は伝法灌頂の申し出を喜んで了解したのだろう。

(33) 『吾妻鏡』寛喜元年六月二十五日条、『鶴岡八幡宮寺社務職次第』(『群書類従』第四輯四八〇頁)

(34) 『吾妻鏡』嘉祿元年六月二十九日条。この記事で定雅に「鶴岡供僧」と割注が付されているが、鶴岡八幡宮供僧次第には定雅の名が出てこない。

(35) 久遠寿量院については、同別当次第(東寺宝菩提院文書一七九函三二号)〈榊田良洪『真言密教成立過程の研究』六六九頁〉、同一七九函一二号(拙稿『鎌倉幕府の將軍祈禱に関する一史料』『大阪大学大学院文学研究科紀要』四七卷、二〇〇七年)〉、および『血脈類集記』(『真言宗全書』第三九卷二六九頁)を参照。

(36) 『東寺長者補任』(『続々群書類従』第二、六〇六頁)、『血脈類集記』(『真言宗全書』第三九卷二六九頁)

(37) 三輪真嗣「鎌倉中期東大寺の学侶集団と「惣寺」」(『年報中世史研究』四三三号、二〇一八年)、小原嘉記「東大寺大勸進円照の歴史的位置」(『史林』九三巻五号、二〇一〇年)。なお定親の和歌が『檜葉和歌集』に二首(八、九二二)採用されている。

(38) 『外記日記』文永三年九月九日条は定親が六十七歳で没したとし(尊経閣善本影印集成七二二)、『東大寺別当次第』(『群書類従』第四輯五九四頁)は仁治二年正月で四十一歳とし、『維摩会講師研学竖義次第』积文コロタイプ版、宮内庁書陵部、一九七三年)は嘉祿元年十月の維摩会講師を二十五歳とする。『血脈類集記』は嘉祿三年二月の伝法灌頂を二十六歳とし(『真言宗全書』第三九卷一八三頁)、『東寺長者補任』は文永三年九月の死没を六十四歳とする(『続々

群書類従』第二、六〇一頁)。

(39) 拙稿「鎌倉寺門派の成立と展開」(『大阪大学大学院文学研究科紀要』四九卷、二〇〇九年)の表2「鶴岡八幡宮別当定親の官位表記」を参照。

(40) 『法勝寺八講問答記』(平岡定海編『東大寺宗性上人の研究並史料』上『日本学術振興会、一九六〇年、二一九頁])

(41) 『御産御祈目録』(『群書類従』第二九輯六七〇頁)

(42) 『東寺長者統紙』寛喜三年条(『大日本史料』第五編六、一七五頁)

(43) 『血脈類集記』(『真言宗全書』第三九卷一八五頁)

(44) ちなみに『吾妻鏡』貞応三年七月二十五日条に、北条義時の五七日仏事をおこなった導師「左大臣律師」について、『吾妻鏡人名索引』と永井晋編『鎌倉僧歴史典』は定親とし、五味文彦氏ら編『現代語訳 吾妻鏡』も「あるいは定親か」とするが、これは定親ではありえない。なぜなら定親は、嘉祿三年五月二十三日に行われた最勝講結願日の夕座講師に「大法師」として参仕し、同日の僧事で「法眼」に叙されているからだ(『最勝講問答記』(『東大寺宗性上人の研究並史料』上『七七頁])、『東寺長者補任』(『続々群書類従』第二、六〇一頁))。つまり定親は律師を経験することなく、大法師から法眼に昇任した。それゆえ、この「左大臣律師」が定親ということはあり得ない。

(45) ここで『吾妻鏡』の信頼性にかかわる事例を一点挙げておこう。『吾妻鏡』治承四年十二月四日条によれば、「阿闍梨定兼依<sub>レ</sub>召、自<sub>二</sub>上総国<sub>一</sub>参<sub>二</sub>上鎌倉、是去安元々々年四月廿六日当国流人也、而有<sub>二</sub>知法之聞、当時鎌倉中無<sub>二</sub>可<sub>一</sub>然碩徳<sub>二</sub>之間、仰<sub>二</sub>広常<sub>一</sub>所<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>召出也、今日、則被<sub>レ</sub>補<sub>二</sub>鶴岡供僧職<sub>一</sub>云々」とある。つまり、①当時の鎌倉には碩徳といえる僧侶がいなかったので、源頼朝が上総介広常に命じて、上総に流罪となっていた定兼阿闍梨を召喚した、②この日、上総国から鎌倉に参上した定兼を、頼朝が鶴岡八幡宮供僧に任じた、という。ただし、この記事は疑問が多い。

『吾妻鏡』は定兼を「去安元々々年四月廿六日当国流人也」と記している。この人物は、金剛峯寺の正智院阿闍梨定兼(一一〇六〜八四)のことである。『高野春秋編年輯録』『高野山検校帳』によれば、承安五年(一一七五)四月に金剛峯寺と大伝法院との間で合戦が起り、大伝法院の堂舎の過半が焼かれた。この事件について双方が朝廷に訴えたが、

金剛峯寺側が非とされ、その責任を問われて検校禪信は阿波に、執行代であった定兼は上総に流罪となっている。承安五年は七月に安元元年に改元されているので、『吾妻鏡』にみえる定兼が金剛峯寺の定兼であったことは間違いない（『高野春秋編年輯録』〈大日本仏教全書』第一三一巻一一五頁）、『高野山検校帳』〈大日本古文書』高野山文書』一六六一号）。しかも、『吾妻鏡』は定兼を「知法」の僧と述べている。『高野春秋編年輯録』によれば、慈雲房兼円、明法房行忍、勝光房明任、台上房静審、光修房祥覚の五名が定兼から伝法灌頂を受けており、学僧として著名な正智院道範は定兼の孫弟子にあたる。『吾妻鏡』の定兼は、確かに金剛峯寺の定兼のことであった。そしてこの定兼は、奥州の藤原秀衡から莫大な寄進をうけて承安三年（一一七三）十一月に金剛峯寺に五丈の多宝塔を造立し、秀衡一族の繁栄を祈る長日尊勝仏頂法をおこなった人物でもあり（『表白集』〈『続群書類従』第二八輯上、四四八頁）、その声望は奥州にまで届いていた。

では、なぜ定兼を鶴岡供僧に任じたとする『吾妻鏡』の記事が信頼できないのか。①『吾妻鏡』は定兼が鶴岡八幡宮供僧に補されたとするが、『鶴岡八幡宮寺諸職次第』には定兼の名は登場しない。②『吾妻鏡』は、治承四年（一一八〇）十二月四日に、流人の定兼が上総から上洛したというが、それはあり得ない。なぜなら定兼らの流罪は一年三ヶ月で赦免され、安元二年（一一七六）七月には禪信も、定兼も高野山に帰ったからだ。しかも、③定兼は治承三年二月に金剛峯寺検校に補任され、元暦元年（一一八四）八月に七十九歳で死没するまで、検校の任にあった。たとえば、治承四年十一月には、定兼らの協議によって高野山御影堂で尊勝陀羅尼が始行されたし、翌年正月朔日には定兼が検校として高野山で朝拝を行っている。そして定兼は検校の在任中、荒川庄の違乱停止に尽力したほか、最晩年には御手印縁起をもとに阿豆河庄の領有を認める源頼朝の袖判下文を得たし、俊乗房重源から独鈷・三鈷・五鈷の施入を受けている（『吾妻鏡』元暦元年七月二日条、『平安遺文』三九一〇号・四〇九五号・四一二二号・四九九九号、大日本古文書『高野山文書』一九五号、『鎌倉遺文』二九八七号）。このように定兼は平安末の激動の時代を検校として金剛峯寺を指導していた。以上から、定兼に関する『吾妻鏡』の記事は、信頼できないと結論できよう。ただし、源頼朝が治承四年十二月ごろより、鶴岡八幡宮の供僧の整備に着手したのは事実である。恐らく頼朝が定兼の噂を聞きつけ

て、上総介広常に命じて招へいしようとしたが、実際には帰山していたため、それが実現しなかった、と考えるべきだろう。

- (46) 『大方等大集経』奥書(『高山寺経藏典籍文書目録』第四部二五函二〇号、二六函六号)、『東大寺宗性上人之研究並史料』上・七二頁・七五頁・七七頁・七八頁・一〇〇頁・一一一頁・一二四頁・二一六頁・三六四頁・三六五頁・三八七頁・四三八頁、『維摩会講師研学暨義次第』、『東寺長者統紙』嘉禄二年条(『大日本史料』第五編三、一二七頁)、『同』安貞二年条(『同』第五編四、五一八頁)
- (47) 『血脈類集記』(『真言宗全書』第三九卷一八二頁)、『東寺長者統紙』嘉禄二年条(『大日本史料』第五編三、一二七頁)、『同』安貞二年条(『同』第五編四、五一八頁)
- (48) 東南院相承問題については、拙稿「定豪と鎌倉幕府」(『古代中世の社会と国家』)を参照されたい。
- (49) 納富常天『鎌倉の仏教』(かまくら春秋社、一九八七年、六八頁)は、定親について「東南院樹慶に三論をうけてい」と述べているが、残念ながらその典拠を確認することができなかった。樹慶は建久六年、東大寺世親講の創設に力をつくした人物であり(『鎌倉遺文』補一六九号)、円照・聖守の師でもあった。
- (50) 『嘉禄元年大仁王会記』(『大日本史料』第五編二、八七七頁)。なお、『吾妻鏡』文暦二年(嘉禄元年)九月八日条によれば、定豪は鎌倉で八万四千塔供養に参じているので、定豪の上洛は九月の中下旬と考えられる。
- (51) なお、定親は定豪の命で仁和寺華藏院を造立している。『仁和寺諸堂記』(『群書類従』第二四輯一八二頁)によれば、仁和寺華藏院は建物が焼亡して有名無実となっていたが、仁和寺に住坊のない定豪がこれをもたらいうけ、定親に命じて坊舎を造立させたという。問題は造立の時期である。定豪の伝法灌頂は一例(新熊野房)を除き、すべて仁和寺で行われたが、建保元年から貞応三年までは仁和寺相承院か、南院で実施された。ところが嘉禄三年二月の定親への伝法灌頂から仁和寺華藏院で行っている(『血脈類集記』(『真言宗全書』第三九卷一八二頁))。定親は嘉禄元年末に定豪と師弟関係をむすび、翌年より仁和寺華藏院を造立、そして嘉禄三年二月に新造院家の披露の意味もこめて定親への伝法灌頂が華藏院で行われた、と考えられる。

- (52) 『東大寺宗性上人の研究並史料 上』 八二頁・八四頁・二一八頁・二二〇頁・二二三頁、『血脈類集記』（『真言宗全書』第三九卷一八五頁）、『維摩講師研学豎義次第』、筒井寛秀監修『東大寺統要録』（国書刊行会、三〇六頁）、『東寺長者統紙』寛喜三年条（『大日本史料』第五編六、一七五頁）、『同』寛喜四年条（『同』第五編七、二四〇頁）、『民経記』貞永元年七月二十七日条、天福二年正月四日条、『東大寺要録』（『続々群書類従』第一一、二八頁）
- (53) 『吾妻鏡』寛喜三年四月十一日条、天福元年十二月十二日条、『五壇類聚略記』（『大日本史料』第五編九、五九四頁）
- (54) 年欠二月九日尊性法親王書状（鎌倉遺文）四六〇九号、年欠三月二十三日將軍九条頼経書状案（『同』四六三三五号）、天福二年五月二十八日東大寺三論宗僧綱解案（『同』四六六六号）。この第二次東南院相論については、三輪真嗣「鎌倉中期東大寺の学侶集団と「惣寺」」（『年報中世史研究』四三号）を参照。
- (55) 『吾妻鏡』文暦二年二月十五日条、嘉禎元年十二月二十二日条・二十七日条
- (56) 『吾妻鏡』延応二年正月十七日条、六月二日条、七月四日条、仁治二年六月九日条、寛元二年六月三日条、寛元三年十二月二十四日条、『門葉記』五壇法四（『大正新脩大藏経 画像部』第一一卷三六三頁）
- (57) 遠藤基郎「平岡定海氏所蔵「東大寺別当次第」について」（『東京大学史料編纂所研究紀要』一三号、二〇〇三年）、『東寺長者補任』（『続々群書類従』第二、五九〇頁〜五九二頁）
- (58) 『東大寺統要録』三二七頁、『吉黄記』寛元四年三月五日条（『大日本史料』第五編二〇、四九頁）
- (59) 拙稿「大伝法院座主職と高野紛争」（山岸常人編『歴史のなかの根来寺』勉誠出版、二〇一七年）
- (60) 定親は久遠寿量院別当職も保持していたが、それが定親から定雅に移った時期は不明である。
- (61) 『東寺長者補任』（『続々群書類従』第二、五九二頁〜六〇一頁）、『東大寺宗性上人の研究並史料 上』九三頁・九四頁・二五四頁・二五八頁・二六四頁・二七四頁、『五壇法日記』（『続群書類従』第二六輯上、九四頁）。なお『神奈川県史』は宝治二年十一月に定親が加賀法印定清の坊で、「諸尊法鈔」などの聖教を書写したとするが（『同』資料編一「四〇一号」）、『大日本史料』はこの「定親」を「定観」とする（『同』第五編二八、二五五頁）。定親は宝治元年七



月に鎌倉を追放されているうえ、定豪の伝法灌頂に参仕している僧侶に定観がいることから、これは定観と判断すべきたらう。

- (62) 高橋慎一郎「鎌倉における御所の記憶と大門寺」(同『中世都市の力』高志書院、二〇一〇年)、『鎌倉廃寺事典』大門寺の項、納富常天『鎌倉の仏教』六二頁
- (63) 後藤基政が編纂した『東撰和歌六帖』に一首(二四七)、『東撰和歌六帖抜粹本』に二首(二〇一、三六六)採録され、飛鳥井雅有が編纂した『隣女和歌集』に二首(一〇四五、一六四)採用されている。
- (64) 『血脈類集記』(『真言宗全書』第三九卷一八三頁・二三〇頁)
- (65) 実賢については『東寺長者補任』(『続々群書類従』第二、五九四頁)、拙稿「鎌倉中期における鎌倉真言派の僧侶―良瑜・光宝・実賢―」(『待兼山論叢 史学篇』四三頁、二〇〇九年)、良信については、『吾妻鏡』承久三年五月二十日条、貞応三年二月陸奥円隆寺鐘願文(『鎌倉遺文』補遺八四五号)、拙稿「鎌倉山門派の成立と展開」(『大阪大学大学院文学研究科紀要』四〇巻)、同「平泉惣別当に関する基礎的考察」(『京都先端科学大学 人間文化研究』四三号)、円意と道禪については、『吾妻鏡』嘉禎元年十二月二十四日条、承久三年五月十七日条、拙稿「鎌倉寺門派の成立と展開」(『大阪大学大学院文学研究科紀要』四九巻)を参照。なお、円意と円親は同一人物である。
- (66) 『吾妻鏡』嘉祿三年十一月十五日条・二十四日条、安貞元年十二月十三日条
- (67) 『仁和寺諸院家記』(『仁和寺史料 寺誌編一』一四三頁)
- (68) 古藤真平「仁和寺の伽藍と諸院家」、同『尊寿院伝記』の研究」(『仁和寺研究』二輯、二〇〇一年)、『仁和寺諸院記』(『仁和寺史料 寺誌編一』一四三頁)。なお長敵については拙稿「大伝法院座主職と高野紛争」(『歴史のなかの根来寺』)を参照。
- (69) 定遍門下は、基本的に定遍の「遍」を受けついで僧名としている。そこからして、定清の「定」は、定遍に由来するのではなく、定豪から与えられたものと考えられる。
- (70) 拙稿「熱田大宮司家の寛伝僧都と源頼朝―瀧山寺・日光山・高野大鐘―」(『京都学園大学 人間文化研究』三八号、

二〇一七年)

(71) ここで、寛元・宝治・建長の政変について説明しておく。北条泰時の死を契機に、幕府の主導権をめぐって北条得宗と将軍九条頼経とが争うようになった。これに誘発されて北条氏は得宗と名越氏が対立し、有力御家人の安達氏と三浦氏も対立した。朝廷でも皇位継承をめぐって、後嵯峨天皇と九条道家が反目を深め、九条家は道家とその息・二条良実が対立していた。こうして、九条道家・頼経の親子を軸に、京・鎌倉を二分する争いとなった。そして北条時頼は、宮騒動で九条頼経を追放して名越氏を失脚させ、宝治合戦で三浦泰村を滅ぼした。さらに後嵯峨と協力して京・鎌倉から九条家一門を排除し(建長の政変)、後嵯峨の皇子宗尊親王を将軍に迎えた。一連のこの争いは、鎌倉幕府の宗教政策にも深刻な影響を与えて、北条時頼は得宗権力を象徴する仏教として禅を選ぶことになる。この時期の鎌倉仏教界の変容については、拙稿「東国鎌倉の密教」(『智山学報』六九輯、二〇二〇年)を参照。

(72) 『吾妻鏡』寛元四年六月七日条、七月十一日条。後藤基綱については、中川博夫「後藤基綱・基政父子」(『芸文研究』四八号・五〇号、一九八六年)、五味文彦『吾妻鏡の方法』(吉川弘文館、一九九〇年)を参照されたい。

(73) 『根来寺の歴史と美術』「根来要書」一七八号(『鎌倉遺文』五一七六号)

(74) 大日本古文書『高野山文書』七六号(『鎌倉遺文』五一五四号)

(75) 坂本正仁「醍醐寺所蔵大伝法院関係諸職の補任次第について」(『豊山教学大会紀要』一六号、一九八八年)、『東寺長者補任』(『続々群書類従』第二、五八七頁)

(76) 『血脈類集記』(『真言宗全書』第三九卷二二三頁・二三〇頁)、醍醐寺本『伝法灌頂師資相承血脈』(『醍醐寺文化財研究所研究紀要』一号)、聖教奥書(『神奈川県史 資料編一』二四二号・二四三号・三五七号・三六一号、同二、二三〇号、『大日本史料』第五編一六、八八頁)

(77) 『東寺長者補任』(『続々群書類従』第二、五九四頁)

(78) 『血脈類集記』(『真言宗全書』第三九卷二二〇頁)、『西院血脈』(『続真言宗全書』第二五卷二〇七頁)

(79) 拙稿「鎌倉中期における鎌倉真言派の僧侶」(『待兼山論叢』史学篇四三三号)、『報物集』(『醍醐寺文化財研究所研究

- 紀要』一四号、林文字翻刻、一九九四年、一七八頁)
- (80) 『密宗血脈鈔』(『統真言宗全書』第二五卷三三七頁)。この「受法」がどのレベルまでの受法であったかは不明である。
- (81) 高橋慎一郎『人物叢書 北条時頼』(吉川弘文館、二〇一三年)
- (82) 『吾妻鏡』宝治元年十二月二十九日条、建長二年正月二日条
- (83) 『血脈類集記』(『真言宗全書』第三九卷二三〇頁)、『吾妻鏡』建長四年五月七日条、建長五年五月二十三日条、正嘉元年六月二十三日条、七月一日条、弘長三年正月十五日条
- (84) 『種種御振舞御書』(『昭和定本日蓮聖人遺文』九八〇頁)、『報恩抄』(『同』一二二九頁)
- (85) 『東寺長者補任』(『統々群書類従』第二、六〇二頁)
- (86) 拙稿『東国鎌倉の密教』(『智山学報』六九輯)
- (87) 古藤真平『尊寿院伝記』の研究』(『仁和寺研究』二輯)
- (88) 『護持僧補任』(『門葉記』卷五三)、『大正新脩大藏經 圖像部』第一一卷四九八頁)、『血脈類集記』(『真言宗全書』第三九卷二五〇頁)
- (89) 『吾妻鏡』建長四年九月七日条
- (90) 増補史料大成『伏見天皇日記』正応五年二月二十六日条、永仁六年七月二十四日親玄申状案(「正嫡相承秘書」東京大学史料編纂所蔵謄写本、請求記号二〇一六一四七八)、海老名尚『鎌倉の寺院社会における僧位僧官』(『中世の社会と武力』)
- (91) 定舜については、鶴岡叢書『鶴岡八幡宮寺諸職次第』八〇頁、『鶴岡八幡宮寺社務職次第』(『群書類従』第四輯四九二頁)、『血脈類集記』(『真言宗全書』第三九卷一八三頁)、『東寺長者統紙』安貞二年条(『大日本史料』第五編四、五一七頁)、『同』寛喜四年条(『同』第五編七、二四〇頁)、『檜葉和歌集』七八九を参照。なお、『尊卑分脈』第三篇五三三頁に源信定がみえるが、子の定舜の記載はない。また、『猪隈関白記』嘉禎元年十月二十三日条によれば、近

衛家実の千日講を「阿闍梨定舜」が勤めているが、この人物は園城寺の僧と考えるべきだろう。

(92) 『東寺長者補任』（『大日本史料』第五編二、四九四頁）

(93) 嘉禎二年八月二日官宣旨（『鎌倉遺文』五〇二一号、（弘安八年）十一月三日東寺年預清寛施行状（『同』一五七二八号）

(94) 『東寺長者統紙』嘉祿二年条（『大日本史料』第五編三、一二六頁）、『同』安貞二年条（『同』第五編四、五一七頁）、

『血脈類集記』（『真言宗全書』第三九卷一八四頁）、『吾妻鏡』文暦二年六月二十九日条

(95) 『血脈類集記』（『真言宗全書』第三九卷一八五頁）、『東寺長者統紙』寛喜四年条（『大日本史料』第五編七、二四〇頁）、『東寺仏舍利勘計記』（景山春樹『舍利信仰』東京美術、一九八六年、一三六頁）、拙稿『定豪と鎌倉幕府』（『古

代中世の社会と国家』）

(96) 拙稿『鎌倉山門派の成立と展開』（『大阪大学大学院文学研究科紀要』四〇巻、四四頁）

(97) 『東寺長者補任』（『続々群書類従』第一、五八八頁）

(98) 『東寺長者補任』（『続々群書類従』第二、五九八頁）、『図書寮叢刊』経俊卿記』正嘉元年八月十一日条

(99) 『血脈類集記』（『真言宗全書』第三九卷二四〇頁）、『伝燈広録』（『続真言宗全書』第三三卷一八四頁）

(100) 『血脈類集記』（『真言宗全書』第三九卷一九九頁）

(101) 『鶴岡八幡宮社務職次第』（『群書類従』第四輯四八一頁）、『門葉記』門主行状（『大正新脩大藏経』図像部』第一

二卷二五五頁・二六九頁）、拙稿『青蓮院の門跡相論と鎌倉幕府』（河音能平・福田榮次郎編『延暦寺と中世社会』法蔵館、二〇〇四年）

(102) 『鶴岡八幡宮寺諸職次第』における鎌倉時代の寺門派灌頂記事三〇名のうち、「園城寺伝法血脈」と一致したのは、

二一名（定暁・慈暁・円智・綱弁・隆暁・頼珍・真顕・兼祐・良尋・円重・実清・実信・重弁・貞弁・昭弁・覚珍・覚久・覚瑜・智円・頼契・尊弁）であり、実証（定暁を実清と誤認）・景弁（円静を円浄と誤記）・頼俊（乗俊を承俊と誤記）の三名が師を誤記・誤認。隆弁や実円・定融の灌頂資とされる六名（盛弁・弁季・弁誉・承俊・房誓・賢淳）につ

いては伝法灌頂そのものが確認できない。東密については『血脈類集記』などと比較すると、灌頂資一二名のうち、正しいのは四名(定豪・定舜・聖瑜・頼乘)だけで、能蒙(祐親の灌頂記事なく、元瑜から重受)が誤認の可能性があり、定豪や祐親・宏教の灌頂資とされる七名(定憲・顕猷・承親・承祐・頼祐・祐然・元範)については、その伝法灌頂が確認できない。

- (103) 『鎌倉僧歴事典』定憲の項では、定憲が「定豪から忍辱山流の伝法灌頂」をうけ、「光宝から醍醐三宝院流の伝法灌頂を重受」、「行嚴から醍醐理性院流の伝法灌頂を重受した」とし、さらに「真恵から東寺小灌頂をうけて、已灌頂となった」と述べるが、これには問題が多い。第一に、定憲が行嚴から重受した事実は存在しない。これは、『野沢血脈集』にみえる「定兼(律師、廻心上人)」（『真言宗全書』第三九卷六三頁）と、定憲を混同した単純ミスである。第二に、定憲が光宝から受法されたのは勸修寺流であって、三宝院流ではない。光宝は勸修寺僧正成宝の灌頂の資であり、醍醐成賢からも三宝院流を重受しているが、定憲が光宝からうけたのは、あくまで勸修寺流である。第三に、定憲が定豪から伝法灌頂をうけ、光宝からも重受したとするが、それは『血脈類集記』の記載と矛盾する。第四に、「真恵から東寺小灌頂をうけ」たとするが、これは東寺小灌頂阿闍梨についての基礎的知識を欠いた誤認である。東寺小灌頂阿闍梨については、黒田俊雄編『訳注日本史料 寺院法』（集英社、二〇一五年、一七六頁）を参照されたい。
- (104) 『吾妻鏡』正嘉二年六月四日条、弘長元年二月二十日条、「報恩院入壇資」（『続群書類従』第二六輯上、三七四頁）、『血脈類集記』（『真言宗全書』第三九卷二三三頁・二四〇頁）

- (105) 鶴岡叢書『鶴岡八幡宮寺諸職次第』八〇頁

- (106) 『尊卑分脈』第二編四〇五頁、鶴岡叢書『鶴岡八幡宮寺諸職次第』一四頁・一〇六頁、『血脈類集記』（『真言宗全書』第三九卷一八五頁・一九八頁・二二〇頁・二三三頁・二四六頁・二五五頁）、「西院」（『真言宗全書』第二五卷二〇七頁・二一六頁）、「護摩私記」『護摩要抄』（『大日本史料』第五編二四、二四九頁）、「光明真言大事」『決定口伝』（『同』第五編二八、二五一頁・二六二頁）、「諸尊法鈔(常喜院)奥書」（『神奈川県史 資料編一』四〇一頁）、「瑜伽経問書奥書」（『同』一九七六号）、「宝幢抄奥書」（『同』一二二四二号）、「不動密誨奥書」（『高山寺

経蔵典籍文書目録第三』八九函一九(四一五)、『兩部秘要奥書』(『同』八九函二五(二四))、『日本歴史地名大系 群馬県』淵名郷の項。実田からの伝法灌頂は重受と記されており、定証の最初の伝法灌頂の師と年次が不明である。なお、藤姓足利氏については、須藤聡「下野藤姓足利一族と清和源氏」(田中大喜編『下野足利氏』戎光祥出版、二〇一三年)を参照。

(107) 『血脈類集記』(『真言宗全書』第三九卷一八二頁)

(108) 『尊卑分脈』第一篇七二頁、『血脈類集記』(『真言宗全書』第三九卷一九九頁・一八三頁・一七〇頁)、醍醐寺本『伝法灌頂師資相承血脈』(『醍醐寺文化財研究所研究紀要』一号)、『東寺長者補任』(『統々群書類従』第二、五八七頁・五八八頁)、『三長記』元久三年四月八日条、『光台院御室伝』(『仁和寺史料』寺誌編二(二二九頁))、『吾妻鏡』文暦二年六月二十九日条、寛元二年六月三日条、『平戸記』寛元二年五月二十七日条、『三玉院伝法灌頂私記』「初夜作法」奥書(『神奈川県史』資料編一(三五九号・三六〇号))、『毗張蔵聖教目録』(『大日本史料』第五編一二、一九〇頁)、『東撰和歌六帖』(『統群書類従』第一四輯上、一五二頁)。なお、『吾妻鏡』文暦二年六月二十九日条は「大納言法印良全」とするが、この時期の僧官位は法眼であり、ここでの官位記載は正確ではない。『御室相承記』(後高野御室)の「以南院為各別御所事」に「良全」がみえる(『大日本史料』第四編一〇、四四八頁)。『仁和寺史料』寺誌編一(一一五頁)は「良重」とするが、これは「良全」と判断してよからう。また、後に能海が「明王院西谷」で伝法灌頂を行っていることから(『血脈類集記』(『真言宗全書』第三九卷二六八頁))、明王院五大堂供僧職が良全から能海に譲られたと判断した。

(109) 『尊卑分脈』第二篇四九頁、『三僧記類聚』(『大日本史料』第四編九、八五三頁)、『血脈類集記』(『真言宗全書』第三九卷一八二頁)

(110) 和多昭夫「高野吉野境相論」(『印度學佛教學研究』八卷一号、一九六〇年)、『明月記』嘉禄元年五月二十七日条、嘉禄二年八月四日条・十日条・十二日条・十九日条、十月十三日条・十七日条、『百鍊抄』嘉禄二年八月六日条、(嘉禄二年)九月十二日関東御教書案(『鎌倉遺文』三五二〇号)、同年十一月二十八日関東御教書(『同』三五五一号)

- (111) 『明月記』 嘉祿三年十月二十九日条、『東寺長者続紙』 寛喜四年条(『大日本史料』 第五編七、二四〇頁)、『五壇類聚略記』(『大日本史料』 第五編九、五九四頁)、嘉禎三年十二月二十七日東寺結縁灌頂所卷数(東寺百合文書あ函四―  
一)

〔追記〕 本稿は平成三十一年度科学研究費助成「鎌倉真言派の展開と鎌倉幕府・朝廷の宗教政策」(課題番号一九K〇一〇〇七)の研究成果の一部である。

